

# 海部灘沿岸海岸保全基本計画新旧対照

## 海部灘沿岸海岸保全基本計画

### 序論 海岸保全基本計画策定にあたって 1. 海部灘沿岸の概要

#### 序論 海岸保全基本計画策定にあたって

##### 1. 海部灘沿岸の概要

海部灘沿岸は、徳島県阿南市南端の蒲生田岬から高知県室戸岬に連なる四国東南部の太平洋に面した沿岸である。沿岸のほぼ全域が室戸阿南海岸国定公園に指定され、急峻な岩礁や海崖と白砂青松の渚が交互に現れながら様々に変化する海岸線の眺望は日本でも希有である。

蒲生田岬から日和佐、牟岐に至る間は直線状の断層海岸で、千羽海崖は高さ 240mに達し、牟岐から南は八坂八浜、甲ノ浦などのきめの細かな風景に変る。室戸岬では隆起による急峻な岩石海岸が続く、アコウやリュウビンタイなどの亜熱帯性樹林と、ウバメガシヤトベラなどの海岸植物群落が南国らしい風景を演出している。また、大浜海岸のアカウミガメの産卵地、牟岐町大島及び穴喰町竹ヶ島のサンゴの群集地など貴重な自然環境が多く残されている。

徳島県と高知県の県境周辺は、国内有数のサーフポイントとして知られ、世界的な波と評される海部ポイントや生見海岸では、一年を通して波と戯れるサーファーの姿が絶えず、1997、1998年にはプロサーフィン世界選手権大会が開催されている。その他、沿岸各地で海部灘の豊かな自然の恵みを活かした地域振興施策が展開されている。

一方、当沿岸は太平洋に直面しており、台風などによる高波の影響を強く受けるため災害も多く、さらに、紀伊半島沖や高知県沖にかけての南海トラフを震源とする地震による津波被害では沿岸各地で大きな被害を受けている。

平成13年9月に文部科学省より、今後30年以内での南海地震発生率は約40%とする長期評価が公表され、平成14年7月には南海トラフを震源とするマグニチュード8クラスの巨大地震に備え防災対策を強化するための「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案」が衆議院本会議で可決されている。

このように、海部灘沿岸は、豊かな自然環境の保全と当沿岸特有の海岸利用への配慮及び防災対策の強化が必要な地域である。



大浜海岸



千羽海崖



生見海岸



室戸岬

#### 序論 海岸保全基本計画策定にあたって

##### 1. 海部灘沿岸の概要

海部灘沿岸は、徳島県の蒲生田岬から高知県室戸岬に連なる四国東南部の太平洋に面した沿岸である。沿岸のほぼ全域が室戸阿南海岸国定公園に指定され、岩礁や急峻な海崖と白砂青松の渚が交互に現れながら様々に変化する海岸線の眺望は日本でも希有である。

蒲生田岬から日和佐、牟岐に至る間は直線状の断層海岸で、千羽海崖は高さ 240mに達し、牟岐から南は八坂八浜、甲ノ浦などのきめの細かな風景に変る。室戸岬では隆起による急峻な岩石海岸が続く、アコウやリュウビンタイなどの亜熱帯性樹林と、ウバメガシヤトベラなどの海岸植物群落が南国らしい風景を演出している。また、大浜海岸のアカウミガメの産卵地、牟岐町大島及び海陽町竹ヶ島のサンゴの群集地など貴重な自然環境が多く残されている。

徳島県と高知県の県境周辺は、国内有数のサーフポイントとして知られ、世界的な波と評される海部ポイントや生見海岸では、一年を通して波と戯れるサーファーの姿が絶えず、1997、1998年にはプロサーフィン世界選手権大会が開催されている。その他、沿岸各地で海部灘の豊かな自然の恵みを活かした地域振興施策が展開されている。

一方、当沿岸は太平洋に直面しており、台風などによる高波の影響を強く受けるため災害も多く、さらに、南海トラフを震源とする地震による津波被害では沿岸各地で大きな被害を受けている。

昭和南海地震からすでに70年近くが経過し、2014年1月には地震調査研究推進本部から南海トラフを震源とするマグニチュード8～9クラスの地震発生確率が「今後30年以内で70%程度」と公表されるなど、その切迫度は徐々に高まっている。

2012年には発生頻度は極めて低いものの、仮に発生すれば甚大な被害となる南海トラフ巨大地震の発生も指摘されている。

このように、海部灘沿岸は、豊かな自然環境の保全と当沿岸特有の海岸利用への配慮及び防災対策の強化が必要な地域である。



大浜海岸



千羽海崖



生見海岸



室戸岬

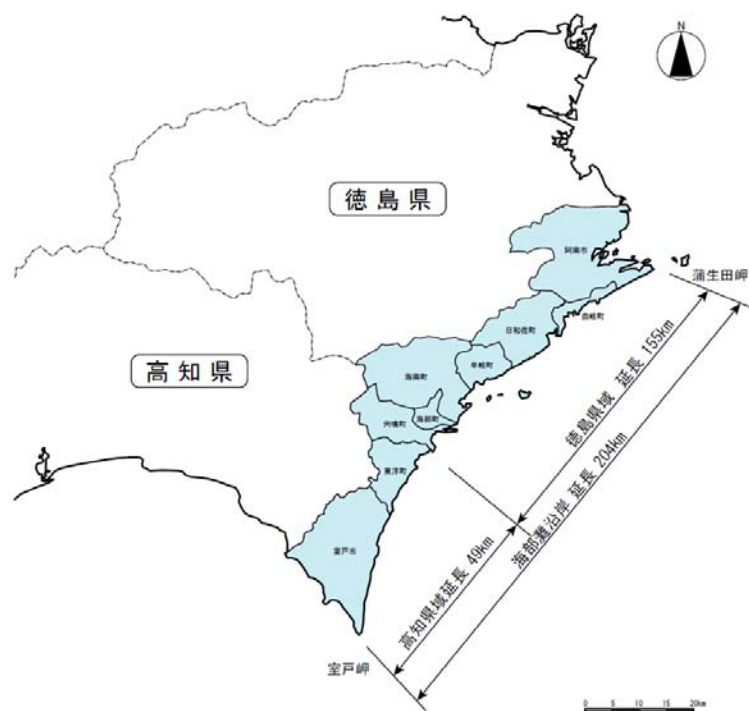
# 海部灘沿岸海岸保全基本計画新旧対照

## 海部灘沿岸海岸保全基本計画

### 序論 海岸保全基本計画策定にあたって 2. 海部灘沿岸の区域

#### 2. 海部灘沿岸の区域

海部灘沿岸の区域は下記のとおりで、徳島県と高知県にまたがる2市7町である。



徳島県 : 阿南市、由岐町、日和佐町、牟岐町、海南町、海部町、穴喰町

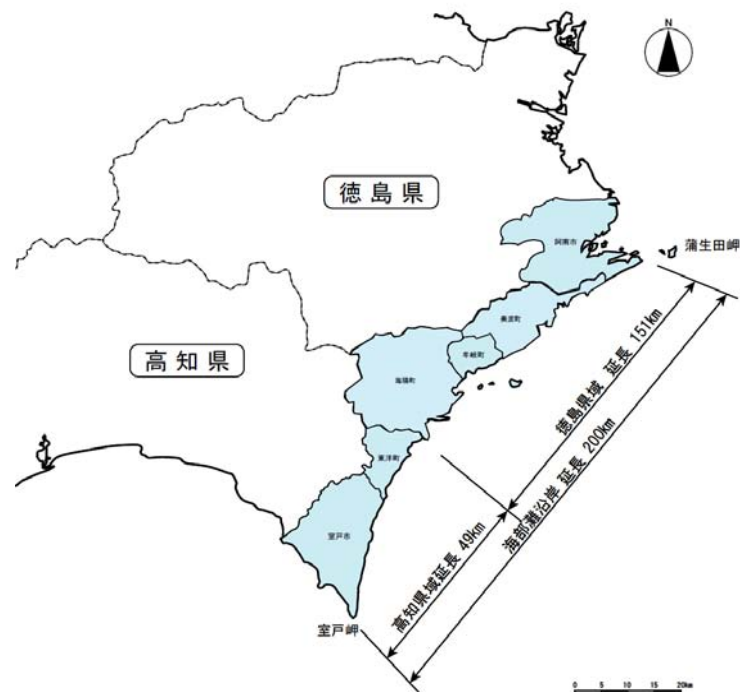
高知県 : 東洋町、室戸市

序-2

旧

#### 2. 海部灘沿岸の区域

海部灘沿岸の区域は下記のとおりで、徳島県と高知県にまたがる2市4町である。



徳島県 : 阿南市、美波町、牟岐町、海陽町

高知県 : 室戸市、東洋町

序-2

新

# 海部灘沿岸海岸保全基本計画新旧対照

## 海部灘沿岸海岸保全基本計画

### 序論 海岸保全基本計画策定にあたって 3. 海部灘沿岸における海岸保全基本計画の策定手法 3-1.海部灘沿岸における計画策定方針

#### 3. 海部灘沿岸における海岸保全基本計画の策定手法

##### 3-1. 海部灘沿岸における計画策定方針

当沿岸においては以下に示す3つの事項を考慮し、徳島及び高知の両県で計画策定を行う。

###### <計画策定にあたっての考慮事項>

- 各県毎で、海岸保全基本計画策定に向けての着手時期及び検討工程が異なる。
- 同じ沿岸であっても、県域の違いにより、これまでの海岸整備の状況や地域の位置づけも異なり、また、今後の長期的な海岸保全のあり方、整備目標及び整備優先度の考え方も異なる。
- 総合計画、地域防災計画及び環境基本計画などの関連計画が県単位に独自性のある計画として定められている。

上記事項を考慮し、県単位にて海岸保全基本計画を策定することとしたが、沿岸単位の基本計画として調整を図るため、共通の計画策定方針を定める。

以下に計画策定方針を示す。

###### <計画策定方針>

- ①両県の「海岸保全基本計画検討委員会」において、隣接県は出席するとともに、各委員会における事務局による連絡会議を開催し、連携を図るとともに両県の考え方を尊重しつつ、計画を策定する。
- ②当計画においては、概ね20年以内に事業着手する海岸を対象とする。
- ③両県共通の「海部灘沿岸の海岸保全に関する基本理念」を掲げ、この基本理念の基に各県毎に基本計画を策定する。

次頁に、海部灘沿岸に属する徳島県及び高知県独自の計画策定方針を示す。

#### 3. 海部灘沿岸における海岸保全基本計画の策定手法

##### 3-1. 海部灘沿岸における計画策定方針

当沿岸においては以下に示す事項を考慮し、徳島及び高知の両県で計画策定を行う。

###### <計画策定にあたっての考慮事項>

- 同じ沿岸であっても、県域の違いにより、これまでの海岸整備の状況や地域の位置づけも異なり、また、今後の長期的な海岸保全のあり方、整備目標及び整備優先度の考え方も異なる。
- 総合計画、地域防災計画及び環境基本計画などの関連計画が県単位に独自性のある計画として定められている。

上記事項を考慮し、県単位にて海岸保全基本計画を策定することとしたが、沿岸単位の基本計画として調整を図るため、共通の計画策定方針を定める。

以下に計画策定方針を示す。

###### <計画策定方針>

- 「海岸保全基本計画」は、両県の考え方を尊重し策定する。
- 当計画においては、今後20年から30年以内に事業着手する海岸を対象とする。
- 両県共通の「海部灘沿岸の海岸保全に関する基本理念」を掲げ、この基本理念の基に各県毎に基本計画を策定する。

次頁に、海部灘沿岸に属する徳島県及び高知県独自の計画策定方針を示す。

# 海部灘沿岸海岸保全基本計画新旧対照

## 海部灘沿岸海岸保全基本計画

### 序論 海岸保全基本計画策定にあたって 3. 海部灘沿岸における海岸保全基本計画の策定手法 3-1.海部灘沿岸における計画策定方針

#### <徳島県における計画策定方針>

- 「本基本計画」では、海岸法に従い、計画の対象範囲を以下のように定めるが、近い将来に海岸保全区域に指定される予定の海岸については対象範囲に含むこととした。また、自然的・社会的条件等の変化により、今後さらに対象範囲が拡大する可能性もある。
  - 海岸保全施設の整備に関する事項：『海岸保全区域』を対象
  - その他、海岸の管理に関する事項：『海岸保全区域』及び『一般公共海岸区域』を対象
- 「本基本計画」の内容は、改正海岸法に定められている「定めるべき基本的な事項」に加え、沿岸・地域（ゾーン）・各海岸（海岸保全区域及び保全すべき区域の全ての海岸）毎に、目指すべき方向性・海岸保全への取組み方針についても定めるものとする。
- 「本基本計画」は、住民・各種団体・行政が一体となって「美しく、安全で、いきいきした海岸」づくりを進めていくための指針となるもので、計画策定後、各沿岸・各地域・各海岸毎に地元住民・関係市町・県等が協力し、目指すべき方向に向け、取組みを推進していくものである。
- 海岸整備事業（国の補助事業）としては、主に、高潮（津波）対策、侵食対策、環境整備及び局部改良の4事業があり、これらの事業を導入していく必要のある海岸を「整備対象海岸」として抽出する。したがって、優れた自然環境を有し、かつ、背後地の重要度が極めて低いことから手を加えない海岸や維持補修等で対応できる海岸については「整備対象海岸」の対象外とする。
- 抽出した「整備対象海岸」毎に整備計画を策定するが、今後の事業着手に伴う詳細検討（調査・計画・設計）における整備の方向性を示すものである。  
具体的な施設規模、構造及び工法等については、詳細設計段階にて検討し、地元説明会等を経て決定していく。
- 「基本計画」の計画期間は、今後概ね20年間とするが、自然的・社会的状況の変化などにより必要に応じて見直しを行うものとする。また、「整備対象海岸」の優先度評価については、総合的な判断から短期・中期・長期の3段階に区分する。

#### <徳島県における計画策定方針>

- 「本基本計画」では、海岸法に従い、計画の対象範囲を以下のように定めるが、近い将来に海岸保全区域に指定される予定の海岸については対象範囲に含むこととした。また、自然的・社会的条件等の変化により、今後さらに対象範囲が拡大する可能性もある。
  - 海岸保全施設の整備に関する事項：『海岸保全区域』を対象
  - その他、海岸の管理に関する事項：『海岸保全区域』及び『一般公共海岸区域』を対象
- 「本基本計画」の内容は、改正海岸法に定められている「定めるべき基本的な事項」に加え、沿岸・地域（ゾーン）・各海岸（海岸保全区域及び保全すべき区域の全ての海岸）毎に、目指すべき方向性・海岸保全への取組み方針についても定めるものとする。
- 「本基本計画」は、住民・各種団体・行政が一体となって「美しく、安全で、いきいきした海岸」づくりを進めていくための指針となるもので、計画策定後、各沿岸・各地域・各海岸毎に地元住民・関係市町・県等が協力し、目指すべき方向に向け、取組みを推進していくものである。
- 海岸事業<sup>※</sup>を導入していく必要のある海岸を「整備対象海岸」として抽出する。  
したがって、優れた自然環境を有し、かつ、背後地の重要度が極めて低いことから手を加えない海岸や維持補修等で対応できる海岸については「整備対象海岸」の対象外とする。  
※海岸事業：高潮対策事業、侵食対策事業、海岸耐震対策緊急事業、海岸堤防等老朽化対策緊急事業、海岸環境整備事業、津波・高潮危機管理対策緊急事業
- 抽出した「整備対象海岸」毎に整備計画を策定するが、今後の事業着手に伴う詳細検討（調査・計画・設計）における整備の方向性を示すものとする。  
具体的な施設規模、構造及び工法等については、詳細設計段階にて検討し、地元説明会等を経て決定していくこととする。
- 「基本計画」の対象期間は、今後20年から30年間とする。  
なお、自然的・社会的状況の変化などにより必要に応じて見直しを行うものとする。

# 海部灘沿岸海岸保全基本計画新旧対照

## 海部灘沿岸海岸保全基本計画

### 序論 海岸保全基本計画策定にあたって 3. 海部灘沿岸における海岸保全基本計画の策定手法 3-1.海部灘沿岸における計画策定方針

#### <高知県における計画策定方針>

- 「本基本計画」では、改正海岸法に従い、計画の対象範囲を以下のように定めるが、近い将来に海岸保全区域に指定される予定の海岸については対象範囲に含むこととした。また、自然的・社会的条件等の変化により、今後さらに対象範囲が拡大する可能性もある。
  - 海岸保全施設の整備に関する事項 →『海岸保全区域』を対象
  - その他、海岸の管理に関する事項 →『海岸保全区域』及び『一般公共海岸区域』を対象
- 「本基本計画」の内容は、改正海岸法に定められている「定めるべき基本的な事項」に加え、沿岸・地域（ゾーン）・各海岸（海岸保全区域及び保全すべき区域の全ての海岸）毎に、めざすべき方向性・海岸保全への取り組み方針についても定めるものとする。
- 海岸整備事業としては、主に、高潮（津波）対策、侵食対策、環境整備、局部改良などの事業があり、これらの事業を導入していく必要がある海岸を「整備対象海岸」として抽出する。なお、優れた自然環境を有し、また、事業導入の必要性が極めて低いことから手を加えない海岸等については「整備対象海岸」の対象外とする。
- 「本基本計画」は、住民・各種団体・行政が一体となって「美しく、安全で、いきいきした海岸」づくりを進めていくための指針となるもので、計画策定後、各沿岸・各地域・各海岸毎に地元住民・関係市町村・県等が協力し、めざすべき方向に向け、できることから順次、取り組みを推進していくものである。
- 記載する施策等のうち、海岸管理者が直接対応することができないものについては、他の事業主体との調整を図ると共に地域住民との連携を図り、実現に努めることとする。
- 「本基本計画」で整備対象海岸毎に定める整備計画（整備しようとする施設の規模、種類、配置等）は、今後、事業の実施に際して必要となる詳細検討に向けた整備の方向性を示すものである。具体的な工法、構造及び施設規模等については、詳細検討の段階において必要な調査、検討及び地元説明会等を経て決定するものとする。
- 「本基本計画」の計画期間は、今後概ね20年間とするが、自然的・社会的条件等の変化などにより、必要に応じて随時、見直しを図るものとする。

#### <高知県における計画策定方針>

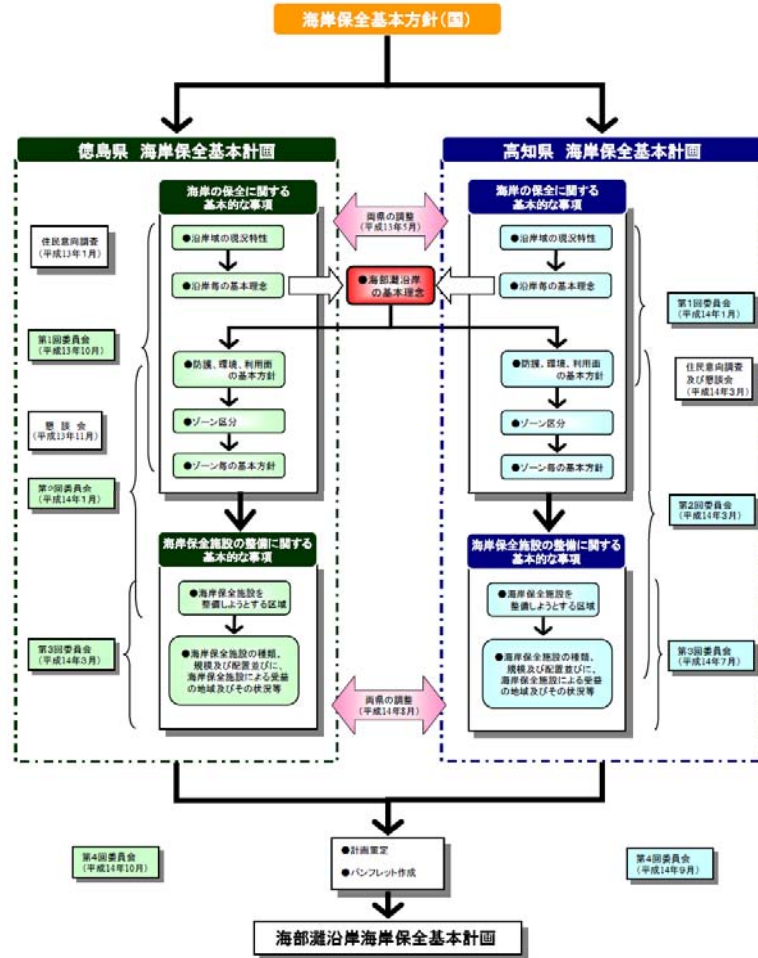
- 「本基本計画」では、改正海岸法に従い、計画の対象範囲を以下のように定めるが、近い将来に海岸保全区域に指定される予定の海岸については対象範囲に含むこととした。また、自然的・社会的条件等の変化により、今後さらに対象範囲が拡大する可能性もある。
  - 海岸保全施設の整備に関する事項 →『海岸保全区域』を対象
  - その他、海岸の管理に関する事項 →『海岸保全区域』及び『一般公共海岸区域』を対象
- 「本基本計画」の内容は、改正海岸法で定められている「定めるべき基本的な事項」に加え、沿岸・地域（ゾーン）・各海岸（海岸保全区域及び保全すべき区域の全ての海岸）毎に、めざすべき方向性・海岸保全への取り組み方針についても定めるものとする。
- 海岸整備事業としては、主に、高潮（津波）対策、侵食対策、環境整備、局部改良などの事業があり、これらの事業を導入していく必要がある海岸を「整備対象海岸」として抽出する。なお、優れた自然環境を有し、また、事業導入の必要性が極めて低いことから手を加えない海岸等については「整備対象海岸」の対象外とする。
- 「本基本計画」は、住民・各種団体・行政が一体となって「美しく、安全で、いきいきした海岸」づくりを進めていくための指針となるもので、計画策定後、各沿岸・各地域・海岸毎に地元住民・関係市町村・県等が協力し、めざすべき方向に向け、できることから順次、取り組みを推進していくものである。
- 記載する施策等のうち、海岸管理者が直接対応することができないものについては、他の事業主体との調整を図ると共に地域住民との連携を図り、実現に努めることとする。
- 「本基本計画」で整備対象海岸毎に定める整備計画（整備しようとする施設の規模、種類、配置等）は、今後、事業の実施に際して必要となる詳細検討に向けた整備の方向性を示すものである。具体的な工法や構造、施設規模等については、詳細検討の段階において必要な調査、検討及び地元説明会等を経て決定するものとする。
- 「本基本計画」の計画期間は、今後概ね20年間とするが、自然的・社会的条件等の変化などにより、必要に応じて随時、見直しを図るものとする。

# 海部灘沿岸海岸保全基本計画新旧対照

## 海部灘沿岸海岸保全基本計画

### 序論 海岸保全基本計画策定にあたって 3. 海部灘沿岸における海岸保全基本計画の策定手法 3-2.海部灘沿岸における計画策定フロー

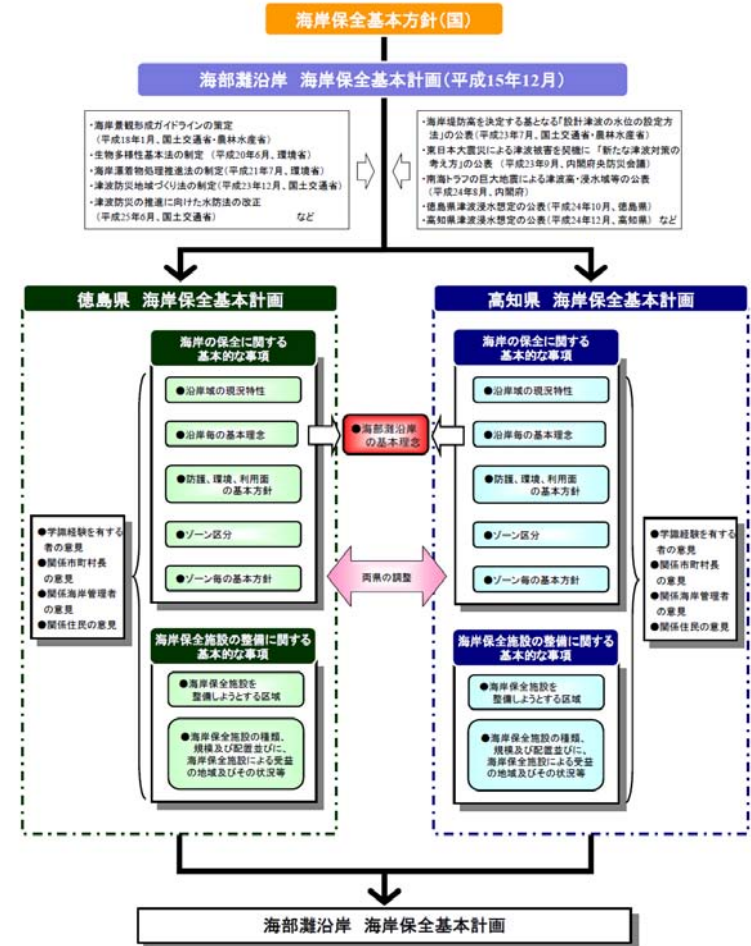
3-2. 海部灘沿岸における計画策定フロー



計画策定フロー

旧

3-2. 海部灘沿岸における計画策定フロー



計画策定フロー

新

# 海部灘沿岸海岸保全基本計画新旧対照

## 海部灘沿岸海岸保全基本計画

### 序論 海岸保全基本計画策定にあたって 4. 海部灘沿岸の海岸保全に関する基本理念

#### 4. 海部灘沿岸の海岸保全に関する基本理念

徳島県と高知県では、「海部灘特有の自然と海岸利用の調和を図り、安心して暮らせる郷土の海岸づくり」を両県共通の「海部灘沿岸の海岸保全に関する基本理念」とし、これに基づき各県域での海岸保全を実施していく。

#### 海部灘特有の自然と海岸利用の調和を図り、安心して暮らせる郷土の海岸づくり

##### 【 日常の暮らしを守る施設整備と南海地震に備えた防災体制の強化 】

高潮や侵食に対する海岸保全施設の整備水準の向上や安全性の高い施設整備を行い、地域住民の日常の暮らしを守る。

また、南海地震による津波に対しては、一定の防護施設を備えつつ、安全な場所への避難を基本に、円滑な避難を支援する施設整備、情報伝達及び避難体制の強化を図り、地域住民や観光客をはじめとする全ての海岸利用者にとって安全で安心できる海岸づくりを進める。

##### 【 室戸阿南国定公園等の貴重な海岸環境の保全と継承 】

急峻な岩礁や海崖と白砂青松の渚が交互に現れながら様々に変化する海岸線の優れた景観を有し、アカウミガメの産卵地やサンゴの群生地など稀少な生物の生息地となっている海部灘の海岸環境に支障を及ぼす行為をできるだけ回避し、自然との共生を図ることで、環境に配慮した海岸づくりを目指し、優れた海岸環境を次世代へ継承していく。

##### 【 海洋レクリエーションなどの海岸利用の促進と利用マナーの向上 】

サーフィンなど海部灘特有の海洋レクリエーションや、豊かな自然を活かした体験学習などの場、あるいは憩の場といった海岸利用の促進を図るとともに、こうした利用と漁業活動との調整や、アカウミガメの産卵地など貴重な自然環境の保全など海岸利用のルールづくり、マナー啓発などによって適正な利用を促進していく。

#### 4. 海部灘沿岸の海岸保全に関する基本理念

徳島県と高知県では、「海部灘特有の自然と海岸利用の調和を図り、安心して暮らせる郷土の海岸づくり」を両県共通の「海部灘沿岸の海岸保全に関する基本理念」とし、これに基づき各県域での海岸保全を実施する。

#### 海部灘特有の自然と海岸利用の調和を図り、安心して暮らせる郷土の海岸づくり

##### 【 日常の暮らしを守る施設整備と南海トラフ地震に備えた防災対策の推進 】

高潮や侵食に対する海岸保全施設の整備水準の向上、安全性の高い施設整備を行い、地域住民の日常の暮らしを守る。

また、南海トラフ地震による津波に対しては、一定の防護施設を備えつつ、安全な場所への避難を基本に、円滑な避難を支援する施設整備、情報伝達及び避難体制の強化を図るとともに、ソフト対策と一体となって地域住民や観光客をはじめとする全ての海岸利用者にとって安全で安心できる海岸づくりを進める。

さらに、持続的に安全を確保するため、予防保全の考え方に基づく適切な維持管理を徹底する。

##### 【 室戸阿南海岸国定公園等の貴重な海岸環境の保全と継承 】

急峻な岩礁や海崖と白砂青松の渚が交互に現れながら様々に変化する海岸線の優れた景観を有し、アカウミガメの産卵地やサンゴの群生地など稀少な生物の生息地となっている海部灘の海岸環境に支障を及ぼす行為をできるだけ回避し、自然との共生を図ることで、環境に配慮した海岸づくりを目指し、優れた海岸環境を次世代へ継承する。

##### 【 海洋レクリエーションなどの海岸利用の促進と利用マナーの向上 】

サーフィンなど海部灘特有の海洋レクリエーションや、豊かな自然を活かした体験学習などの場、あるいは憩の場といった海岸利用の促進を図るとともに、こうした利用と漁業活動との調整や、アカウミガメの産卵地など貴重な自然環境の保全など海岸利用のルールづくり、マナー啓発などによって適正な利用を促進する。

# 海部灘沿岸海岸保全基本計画新旧対照

## 海部灘沿岸海岸保全基本計画

### 第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項 1-1. 海岸の現況

#### 第1章 海岸の保全に関する基本的な事項

##### 1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項

###### 1-1. 海岸の現況

###### (1) 自然環境特性の概要

- 気象・海象：
  - 年平均気温は約16℃で、年間降水量は2,000～3,000mm、梅雨時期の月間降水量は400mmと多く、県下他の2沿岸（讃岐阿波、紀伊水道西）と比べると多雨地域である。また、黒潮の影響により冬季の平均気温は、他の沿岸に比べ2℃程度高くなっている。
  - 沿岸海域における夏期と冬季の水温差は、約11℃と小さく、黒潮の影響を受け冬期でも瀬戸内沿岸に比べて5℃程度高くなっている。
  - 海象は太平洋に直接面しているため外洋性であり、夏期に季節風の影響を受けるとともに、黒潮の影響を大きく受ける。また太平洋からのうねりが来襲するため、県下3沿岸のうち最も波浪の厳しい沿岸である。
- 地形・地質：
  - 海部山地が海に迫っているため平地が少なく、小河川の河口付近に平地を擁するのみである。わずかであるが沖積低地が点在する。
  - 沿岸地形は隆起型の岩石海岸が続き、断層地形が変化して海食作用を受けた海食崖が分布している。県下3沿岸の中では自然海岸が最も多く残っている。
  - 海底地形は、海岸から急に深くなり、水深50m以浅は岩礁、砂礁、転石が多く、特に岩礁部は起伏が激しく、全体が陸棚状になっている。
- 生物相・水質：
  - 沿岸部の植生は、ウバメガシ群落を主体として背後にシイ・カシ萌芽林が分布している。ただし、海南町と海部町ではウバメガシ群落の背後にクロマツ群落が分布している。
  - 沿岸部における特定植物群落では、沿岸南部で大島のタチバナ自生地、津島の暖地性植物群落及び那佐半島のアオギリ林などがある。
  - 沿岸部における自然保護上貴重な動物種としては、日和佐町周辺のアカウミガメをはじめ多種多様な種が確認されている。
  - 沿岸のほぼ全域でアラメを中心とした藻場が広く分布している。また、一部消滅した箇所も見受けられる。
  - 牟岐町大島と宍喰町竹ヶ島にはサンゴの群集がある。特に大島は、サンゴのみならず様々な海洋生物の生息地であり、貴重な生物が生息している。
  - 沿岸部には、汚濁源も少なく、流入する河川の水質も良好で、天然の好漁場を有している。CODに係わる環境基準は達成されており、水質は県下3沿岸中最も良好である。また、海水浴場としての透明度も良好である。

#### 第1章 海岸の保全に関する基本的な事項

##### 1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項

###### 1-1. 海岸の現況

###### (1) 自然環境特性の概要

- 気象・海象：
  - 年平均気温は約16℃と比較的温暖で、黒潮の影響により冬季の平均気温も高い。また、年間降水量は2,000～3,000mm、梅雨時期の月間降水量は400mmと多く、多雨地域である。
  - 沿岸海域における夏期と冬季の水温差は、約11℃と小さく、黒潮の影響を受け冬期でも瀬戸内沿岸に比べて5℃程度高くなっている。
  - 海象は太平洋に直接面しているため外洋性であり、夏期に季節風の影響を受けるとともに、黒潮の影響を大きく受ける。また太平洋からのうねりが襲来するため、徳島県下において波浪条件の最も厳しい沿岸である。
- 地形・地質：
  - 海部山地が海に迫っているため平地が少なく、河口付近に平地を擁するのみである。わずかであるが沖積低地が点在する。
  - 沿岸地形は隆起型の岩石海岸が続き、断層地形が変化して海食作用を受けた海食崖が分布している。県下3沿岸の中では自然海岸が最も多く残っている。
  - 海底地形は、海岸から急に深くなり、水深50m以浅は岩礁、砂礁、転石が多く、特に岩礁部は起伏が激しく、全体が陸棚状になっている。
- 生物相・水質：
  - 沿岸部の植生は、トベラ・ウバメガシ群集やウバメガシ二次林が分布している。ただし、海陽町沿岸部の一部にクロマツ植林が分布している。
  - 沿岸部における特定植物群落では、沿岸南部で大島のタチバナ自生地、津島の暖地性植物群落及び那佐半島のアオギリ林などがある。
  - 沿岸部における自然保護上貴重な動物種としては、美波町周辺のアカウミガメをはじめ多種多様な種が確認されている。
  - ガラモ場、テングサ場、ワカメ場は海部灘沿岸全ての海域でみられたが、アラメ・カジメ場は、宍喰海域では全く見られなかった。アマモ場は、日和佐海域及び牟岐海域では見られなかった。平成19年の調査では全海域のうち、4海域で減少し、逆に牟岐で大きく増加していた。
  - 牟岐町大島と海陽町竹ヶ島にはサンゴの群集がある。特に大島は、サンゴのみならず様々な海洋生物の生息地であり、貴重な生物が生息している。
  - 沿岸部には、汚濁源も少なく、流入する河川の水質も良好で、天然の好漁場を有している。CODに係わる環境基準は達成されており、水質は良好である。また、海水浴場としての透明度も良好である。

# 海部灘沿岸海岸保全基本計画新旧対照

## 海部灘沿岸海岸保全基本計画

### 第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項 1-1. 海岸の現況

- 自然公園・保護区：
  - 室戸阿南海岸国定公園が2地区に分かれて指定されている。千羽海崖が特別保護地域に指定され、その他の沿岸は主に第2種特別地域に指定されている。竹ヶ島西部や大島周辺の海域は海中公園区域に指定されている。
  - 日和佐町より南部でまとめて鳥獣保護区に指定されている。特別鳥獣保護地区はなく、鳥獣保護区は日和佐町や海部町沿岸部のほぼ全域となっている。
  - 沿岸域は断続的に保安林指定がなされている。中でも日和佐町は特にまとめて指定されている。
- 海岸景観・文化財：
  - 岩石海岸の占める割合が高く、千羽海崖や蒲生田岬から由岐町中郡にかけて海食崖が形成されている。また、南部の沿岸では多島海、岩門、潮吹岩及び砂浜海岸などの美しい自然景観資源が広く分布している。
  - 日和佐のウミガメ産卵地、出羽島のシラタママモ自生地及び穴喰の化石運痕など南部に比較的多く分布している。



海部灘沿岸の様子



化石運痕（穴喰町）

- 自然公園・保護区：
  - 室戸阿南海岸国定公園が2地区に分かれて指定されている。千羽海崖が特別保護地域に指定され、その他の沿岸は主に第2種特別地域に指定されている。竹ヶ島西部や大島周辺の海域は海中公園区域に指定されている。
  - 美波町の南部でまとめて鳥獣保護区が指定されている。鳥獣保護区特別保護地区はない。
  - 沿岸域は断続的に保安林指定がなされている。中でも美波町は特にまとめて指定されている。
- 海岸景観・文化財：
  - 岩石海岸の占める割合が高く、千羽海崖や蒲生田岬から美波町東部にかけて海食崖が形成されている。また、南部の沿岸では多島海、岩門、潮吹岩及び砂浜海岸などの美しい自然景観資源が広く分布している。
  - 大浜海岸のウミガメおよびその産卵地をはじめ、出羽島大池のシラタママモ自生地及び穴喰浦の化石運痕などが天然記念物に指定されるなど文化財が多く分布している。



断崖絶壁の千羽海崖

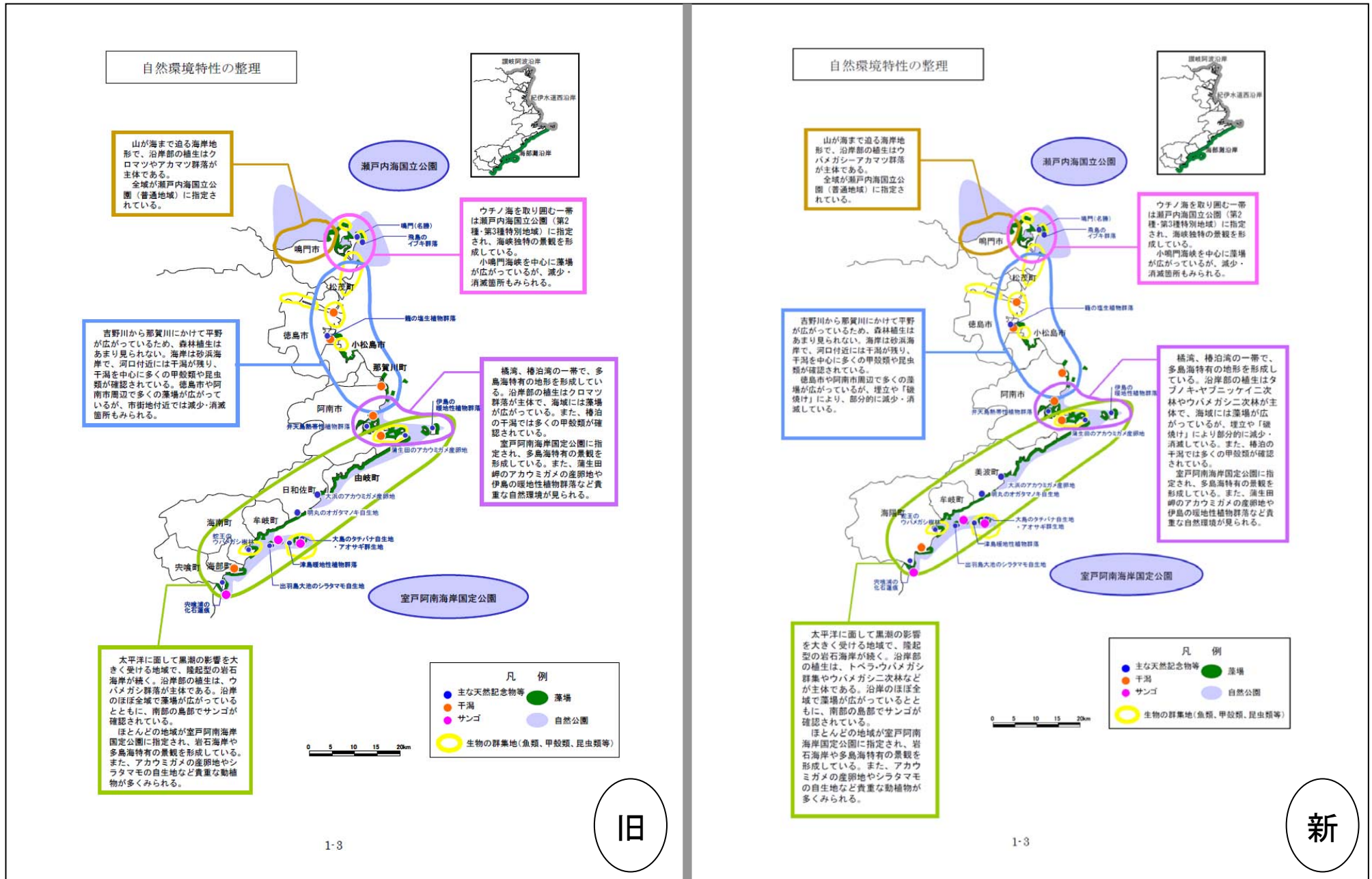


穴喰浦の化石運痕

# 海部灘沿岸海岸保全基本計画新旧対照

## 海部灘沿岸海岸保全基本計画

### 第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項 1-1. 海岸の現況



# 海部灘沿岸海岸保全基本計画新旧対照

## 海部灘沿岸海岸保全基本計画

### 第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項 1-1. 海岸の現況

#### (2) 社会環境特性の概要

- 土地利用及び人口分布 : ○沿岸には集落が点在しており、人口2千人から6千人程の規模の小さい町が並んでいる。山地が海に迫っているため、農地や宅地としての土地利用は少ない状況である。  
○人口は減少傾向にあり、中でも由岐町や牟岐町では、平成2年から平成12年の約10年間で、15%程度減少している。
- 交通 : ○当該地域の主要道路網は、高知県室戸市と県都徳島市を結ぶ国道55号と沿岸部を通る県道により形成されているが、山地が海岸まで迫っているなどの地形的条件から走行性が悪い。また、高速道路もないため、県都徳島市を始めとした他都市へのアクセス性が低い状況である。  
○鉄道網は、徳島-海部間の沿岸部をJR牟岐線が、海部-甲浦（高知県）の沿岸部を阿佐海岸鉄道が通っている。
- 産業 : ○由岐町、海部町及び穴喰町では第1次産業の比率が20%を超えており、県平均の2~3倍となっている。特に由岐町ではその比率が29.9%と突出して高くなっている。



国道55号（日和佐町付近）



小さな漁村（牟岐漁港海岸）

#### (2) 社会環境特性の概要

- 土地利用及び人口分布 : ○沿岸には集落が点在しており、人口5千人から1万人程の規模の小さい町が並んでいる。山地が海に迫っているため、農地や宅地としての土地利用は少ない状況で人口は減少傾向にあります。
- 交通 : ○当該地域の主要道路網は、高知県室戸市と県都徳島市を結ぶ国道55号と沿岸部を通る県道により形成されているが、山地が海岸まで迫っているなどの地形的条件から走行性が悪い。また、高速道路もないため、県都徳島市を始めとした他都市へのアクセス性が低い状況である。  
○鉄道網は、徳島-海部間の沿岸部をJR牟岐線が、海部-甲浦（高知県）の沿岸部を阿佐海岸鉄道が通っている。
- 産業 : ○沿岸部の3町では第1次産業の比率が16%を超えており、県平均の2倍となっている。



主要道路網である国道55号

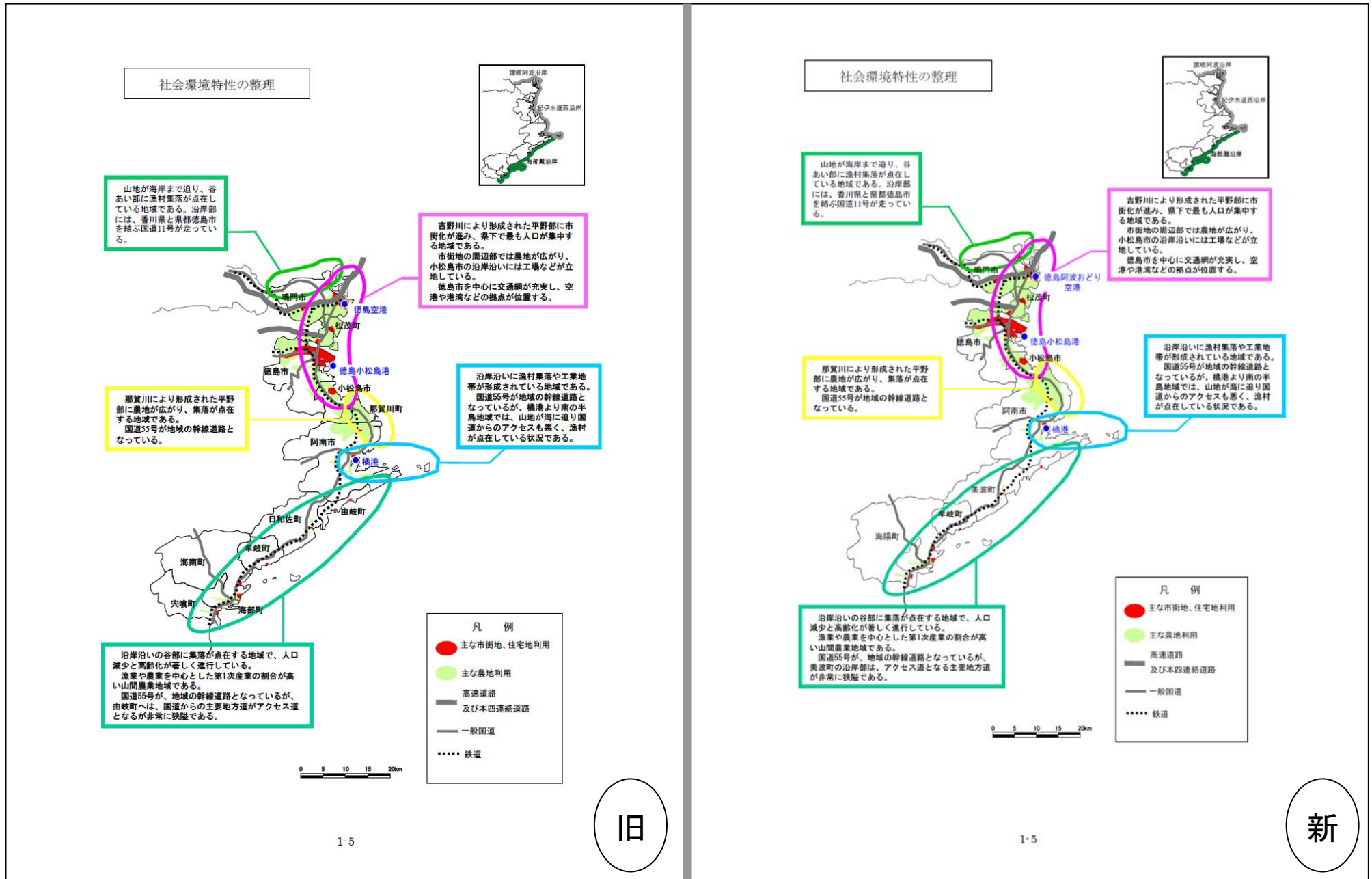


牟岐漁港背後の漁村集落

# 海部灘沿岸海岸保全基本計画新旧対照

## 海部灘沿岸海岸保全基本計画

### 第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項 1-1. 海岸の現況



# 海部灘沿岸海岸保全基本計画新旧対照

## 海部灘沿岸海岸保全基本計画

### 第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項 1-1. 海岸の現況

#### (3) 海岸特性の概要

- 海岸災害：
  - 主な海岸災害としては、第二室戸台風（昭和 36 年）による高潮被害と南海地震（安政元年、昭和 21 年）による津波被害である。特に、浅川港や牟岐港などでは昭和南海地震津波により、県内でも特に大きな被害を受けている。
  - 風水害被害はあるものの、浸水などの被害は他の沿岸に比べ少ない。近年まで災害による復旧事業は無かったが、平成 10 年に豪雨・台風による護岸や防波堤などの復旧事業を行っている。
  - 安政南海地震をモデルとした津波シミュレーションの結果、危険度 A（津波が堤防を越え、堤防高との差が 1 m 以上で、津波の到達時間が 30 分未満）の海岸が数多くある。過去幾度となく被災しており、最も注意を要する沿岸域である。浅川港海岸では、津波対策のための整備を行っている。
  - 徳島県下において、最も被害をもたらす想定地震における当沿岸部における想定震度は 6 弱である。液状化の程度は、日和佐町市街地、海南町市街地及び穴喰町市街地で比較的危险度が高くなっているが、紀伊水道西沿岸に比べると局地的である。
- 海岸侵食：
  - ほとんどが岩礁地域であり、侵食地域は少ない。
  - 日和佐川、海部川及び穴喰川が、主な土砂の供給源となっている。
- 対象外力：
  - 太平洋からのうねりが直接来襲する沿岸であり、波高・周期ともに大きく、3 沿岸のうち、最も波浪条件の厳しい沿岸である。また、津波に対する危険度も県下他の 2 沿岸（讃岐阿波、紀伊水道西）に比べ高い。



津波・高潮対策（浅川港海岸）



津波・高潮対策（由岐漁港海岸）

#### (3) 海岸特性の概要

- 海岸災害：
  - 主な海岸災害としては、第二室戸台風（昭和 36 年）による高潮被害と南海地震（安政元年、昭和 21 年）による津波被害である。特に、浅川港や牟岐港などでは昭和南海地震津波により、県内でも特に大きな被害を受けている。
  - 風水害被害はあるものの、浸水などの被害は少ない。近年まで災害による復旧事業は無かったが、平成 10 年に豪雨・台風による護岸や防波堤などの復旧事業を行っている。
  - 徳島県全体での南海トラフ巨大地震の津波による人的被害は、最大 26,900 人に及ぶことが想定されている。
  - 当沿岸における南海トラフ巨大地震の津波到達時間（海面変動 20 cm）は、最も短い箇所（海陽町瀬浦漁港口）の 4 分である。最大波の津波水位（T.P.）は最も高い箇所（海陽町穴喰漁港中央部）の 15.8m となっている。
  - 当沿岸では、南海トラフの巨大地震等により、沿岸部の一部で液状化による被害が発生することが想定される。
- 海岸侵食：
  - ほとんどが岩礁地域であり、侵食地域は少ない。
  - 日和佐川、海部川及び穴喰川が、主な土砂の供給源となっている。
- 対象外力：
  - 太平洋に直面しており、台風などによる高波の影響を強く受けるため、徳島県下において波浪条件の最も厳しい沿岸である。
  - さらに、南海トラフ巨大地震等の津波に対する危険度が非常に高い。
  - 概ね浅川以南では津波が対象外力となっており、牟岐以北では高潮や波浪が対象外力となる。



浅川港海岸での津波・高潮対策堤防

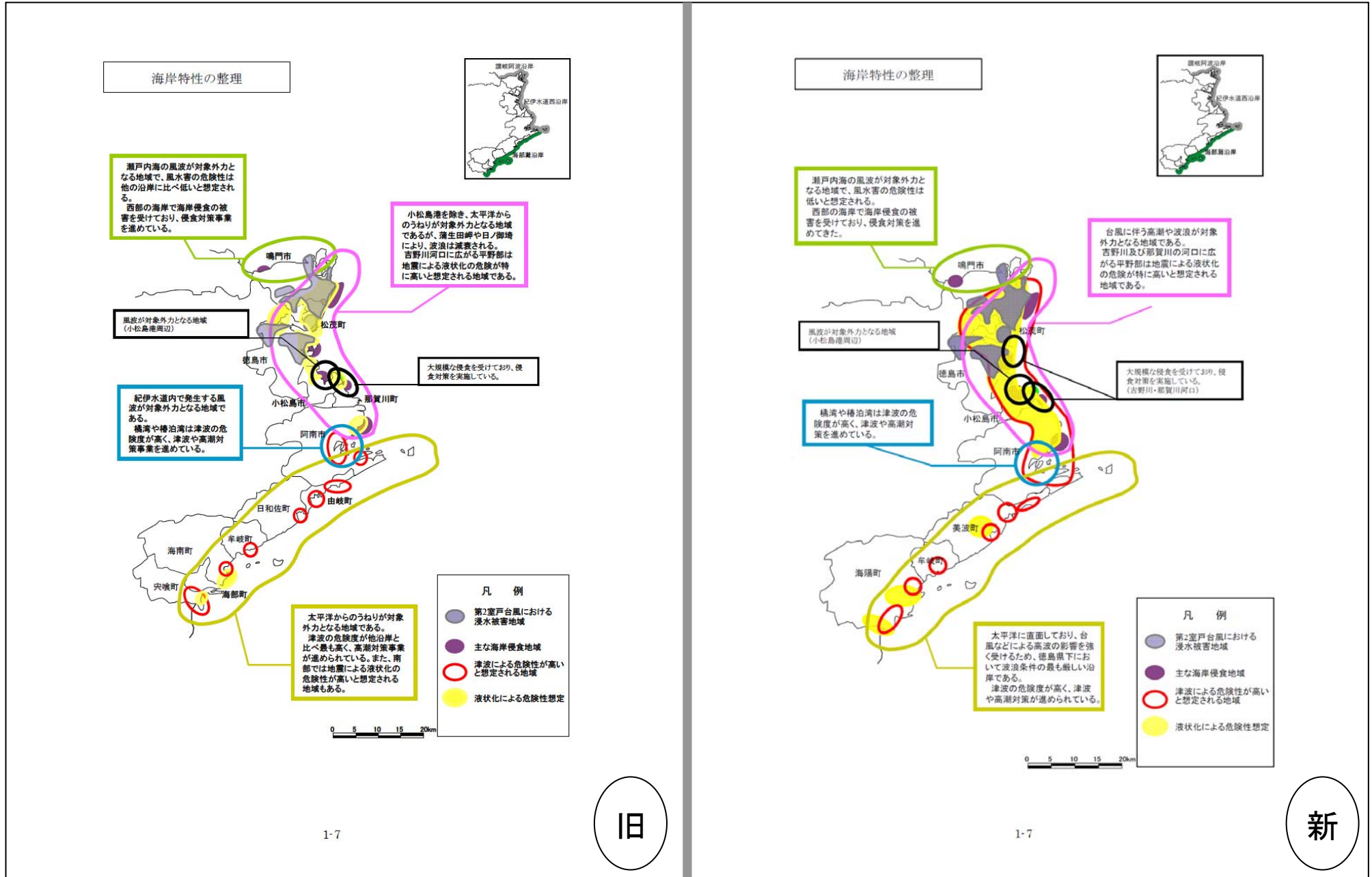


由岐漁港での津波・高潮対策のための陸開

# 海部灘沿岸海岸保全基本計画新旧対照

## 海部灘沿岸海岸保全基本計画

### 第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項 1-1. 海岸の現況



旧

新

# 海部灘沿岸海岸保全基本計画新旧対照

## 海部灘沿岸海岸保全基本計画

### 第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項 1-1. 海岸の現況

#### (4) 利用特性の概要

- 漁業利用の状況 : ○代表的な漁業は、延縄、一本釣、採貝業、磯建網、定置網、敷網等であり、あじ、さば、かつお、まぐろ、ぶり、たい、たちうお、いわし、いせえび、あわび及びてんぐさ等を漁獲している。また、一部の湾入部では、はまち養殖なども行われている。
- 観光レクリエーション利用 : ○海水浴場は沿岸南部に集中している。また、ほぼ沿岸全域にわたって磯釣り場が多く分布している。  
○沿岸南部には、サーフポイントとして西日本を代表する生見海岸(高知県)がある他、由岐町から穴喰町にかけて数多くのサーフポイントが分布している。また、牟岐町の大島周辺や穴喰町の竹が島周辺にダイビングスポットがある。  
○千羽海崖や潮吹岩などの自然景観資源とマリンスポーツに関する観光地が広く分布し、各町で港祭りなど海に関するイベントが行われ、由岐町や日和佐町では海での体験学習も行われている。
- 港湾施設の利用 : ○日和佐港、浅川港及び那佐港の3つの地方港湾を有している。浅川港の貨物取扱量が最も多く120千t程度である。
- 主要地域計画及び土地利用希望 : ○主要地域計画としては南部の沿岸に集落排水や公共下水といった生活環境整備が図られている。  
○土地利用希望としては、南部の沿岸に観光・レクリエーション拠点の整備のほか、漁港・港湾としての整備が挙げられる。



サーフポイント (穴喰海岸)



潮吹岩 (由岐町)

#### (4) 利用特性の概要

- 漁業利用の状況 : ○代表的な漁業は、延縄、一本釣、採貝業、磯建網、定置網等であり、県がブランド品目として育成しているアワビ類やアオリイカをはじめ、アジ、サバ、カツオ、マグロ、ブリ、タイ、タチウオ、イワシ、イセエビ、ヒジキ及びテンゲサ等を漁獲している。また、一部の湾入部では、ブリ類養殖なども行われている。
- 観光レクリエーション利用 : ○海水浴場は沿岸南部に集中している。また、ほぼ沿岸全域にわたって磯釣り場が多く分布している。  
○沿岸南部には、サーフポイントとして西日本を代表する生見海岸(高知県)がある他、数多くのサーフポイントが分布している。また、牟岐町の大島周辺や海陽町の竹ヶ島周辺にダイビングスポットがある。  
○千羽海崖や潮吹岩などの自然景観資源とマリンスポーツに関する観光地が広く分布し、各町で港祭りなど海に関するイベントが行われ、美波町では海での体験学習も行われている。
- 港湾施設の利用 : ○日和佐港、浅川港及び那佐港の3つの地方港湾を有している。浅川港の貨物取扱量が最も多く約98千t程度である。
- 主要地域計画及び土地利用希望 : ○主要地域計画としては南部の沿岸に集落排水や公共下水といった生活環境整備が図られている。  
○土地利用希望としては、南部の沿岸に観光・レクリエーション拠点の整備のほか、漁港・港湾としての整備が挙げられる。



海部川河口のサーフポイント

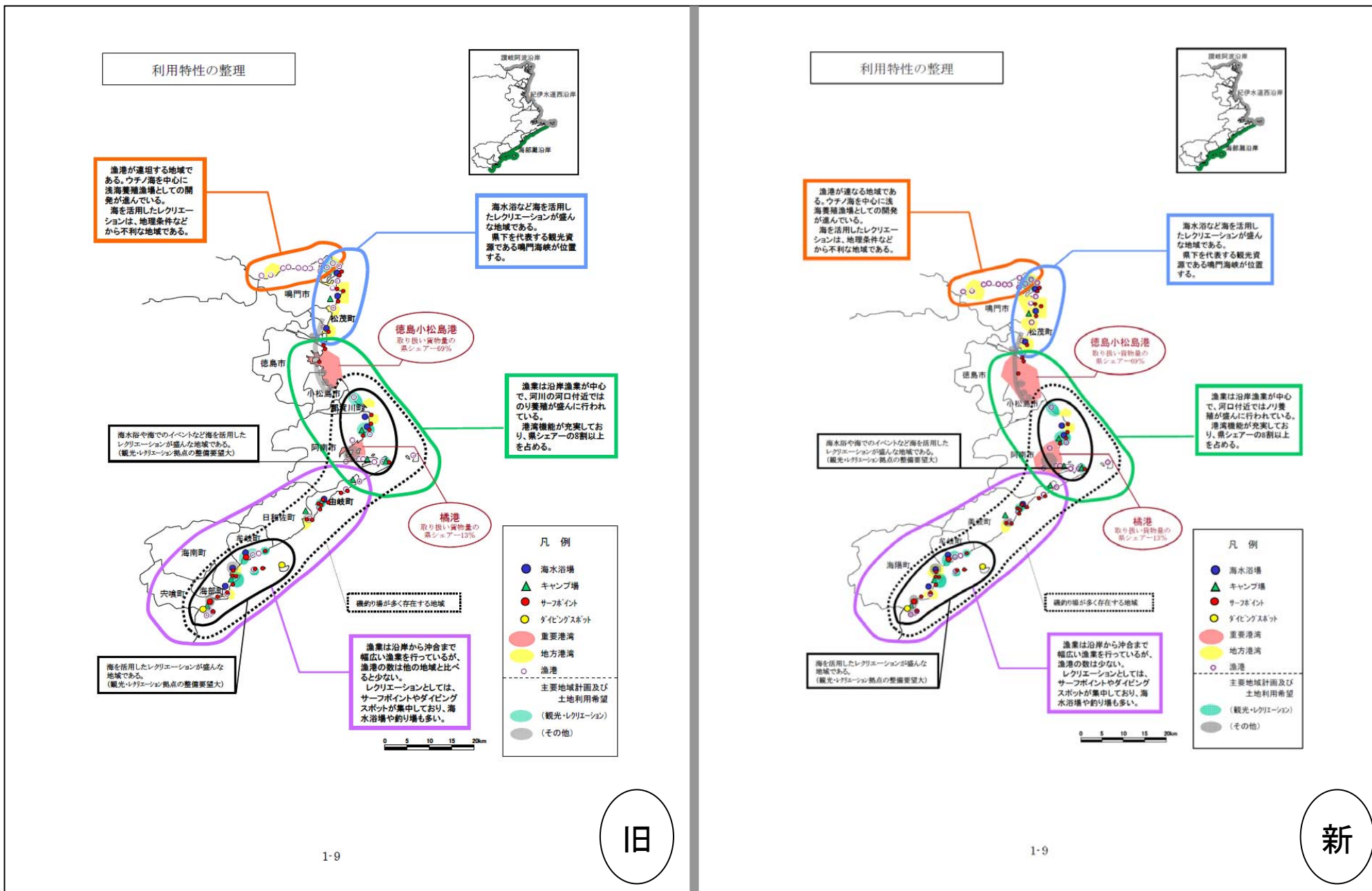


沿岸を代表する  
自然景観資源であるの潮吹岩

# 海部灘沿岸海岸保全基本計画新旧対照

## 海部灘沿岸海岸保全基本計画

### 第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項 1-1. 海岸の現況



# 海部灘沿岸海岸保全基本計画新旧対照

## 海部灘沿岸海岸保全基本計画

### 第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項 1-1. 海岸の現況

#### (5) 住民意識の概要

住民意識については、海岸保全基本計画策定のための基礎調査として実施した住民アンケート調査（配布数 3,150 人、回答者 1,301 人、回収率 41.3%）と沿岸城市町アンケート（4市8町）の結果をとりまとめたものである。

- 全般：○「アカウミガメ」や「サンゴ」で代表されるように自然の豊かさを最も実感している海岸域であるが、防災面の充実要望が高い。レクリエーション面では参加意識は低いが、レクリエーションとして利用可能であるという意見が県下他の2沿岸（讃岐阿波、紀伊水道西）に比べ最も多くなっている。  
○海辺の将来については、防災面の充実への要望が高く、環境面に関しても、ソフトとハードの両面からの充実が求められている。
- 防護：○被災経験は低いが、危機感はいずれも3沿岸中最高。  
○整備の方向性としては、積極的な整備を望んでおり、避難体制を整える意見も多い。  
○整備の手段としては、このままでよいという意見が多いが、改良法としては消波ブロックを無くして自然材料を利用するという意見が県下3沿岸中最高。
- 環境：○景観が良好など自然の豊かさへの意識が高いが、生物生息環境が悪くなったという意識も県下3沿岸中最高。  
○守ってほしい動植物としては、「ウミガメ」が挙げられている。その他「サンゴ」・「シラタマモ」・「松林」などある。守ってほしい景勝地の件数が3沿岸中最も多く、「田井の浜」・「大里松原・海岸」・「水床湾」・「大島・津島・出羽島」などの海岸景観がほとんどである。  
○自然の環境を守る意識としては、今の姿を守るという意見が非常に高い。
- 利用：○現状では、来訪度は高く、「散歩」・「海水浴」・「遊び」など利用しやすいと感じる人が3沿岸中最も多い。  
○海辺の施設要望としては、「魚釣り」・「水族館」・「道路」の順に挙げられる。レクリエーション希望としては、「散歩」・「海水浴」・「潮干狩り」の順に多く、参加意識はやや低い。  
○整備の方向性としては、自然配慮による整備が7割と高いが、利用面での整備については不要という意見が最も高い。



シラタマモ自生地（出羽島）

1-10



松原海岸の海岸景観

旧

#### (5) 住民意識の概要

- 全般：○「アカウミガメ」や「サンゴ」で代表されるように自然の豊かさを最も実感している海岸域である。  
○海辺の将来については、防災面の充実への要望が高く、環境面に関しても、ソフトとハードの両面からの充実が求められている。  
○海岸整備事業の実施にあたっては、住民説明会の実施や幅広い視点から検討などの意見が挙げられている。
- 防護：○整備の方向性としては、積極的な整備を望んでおり、避難体制を整える意見も多い。  
○津波に対する危機意識の高まりがうかがえる。対策の方向性としては、東日本大震災の教訓から逃げる対策と液状化対策の重要性が挙げられている。  
○整備の手段としては、このままでよいという意見が多いが、改良法としては消波ブロックを無くして自然材料を利用するという意見が多い。
- 環境：○景観が良好など自然の豊かさへの意識が高い。また、生物生息環境が悪くなったという意識も多い。  
○守ってほしい動植物としては、「ウミガメ」が挙げられている。その他「サンゴ」・「シラタマモ」・「松林」などある。守ってほしい景勝地としては、「田井の浜」・「大里松原海岸」・「水床湾」・「大島・津島・出羽島」などが挙げられている。  
○自然の環境を守る意識としては、今の姿を守るという意見が非常に高い。  
○海岸保全の取り組みとして、漂着ゴミ等の清掃活動を広げる工夫、砂浜や松林の保全、希少な動植物の保全、美しい景観の保全・回復、消波ブロックの撤去などの意見が挙げられている。
- 利用：○現状では、来訪度は高く、「散歩」・「海水浴」・「遊び」など利用しやすいと感じる人が多い。  
○海辺の施設要望としては、「魚釣り」・「水族館」・「道路」の順に挙げられる。レクリエーション希望としては、「散歩」・「海水浴」・「潮干狩り」の順に多い。  
○整備の方向性としては、自然配慮による整備が7割と高い。



出羽島のシラタマモ自生地



沿岸を代表する景勝地である大里松原海岸

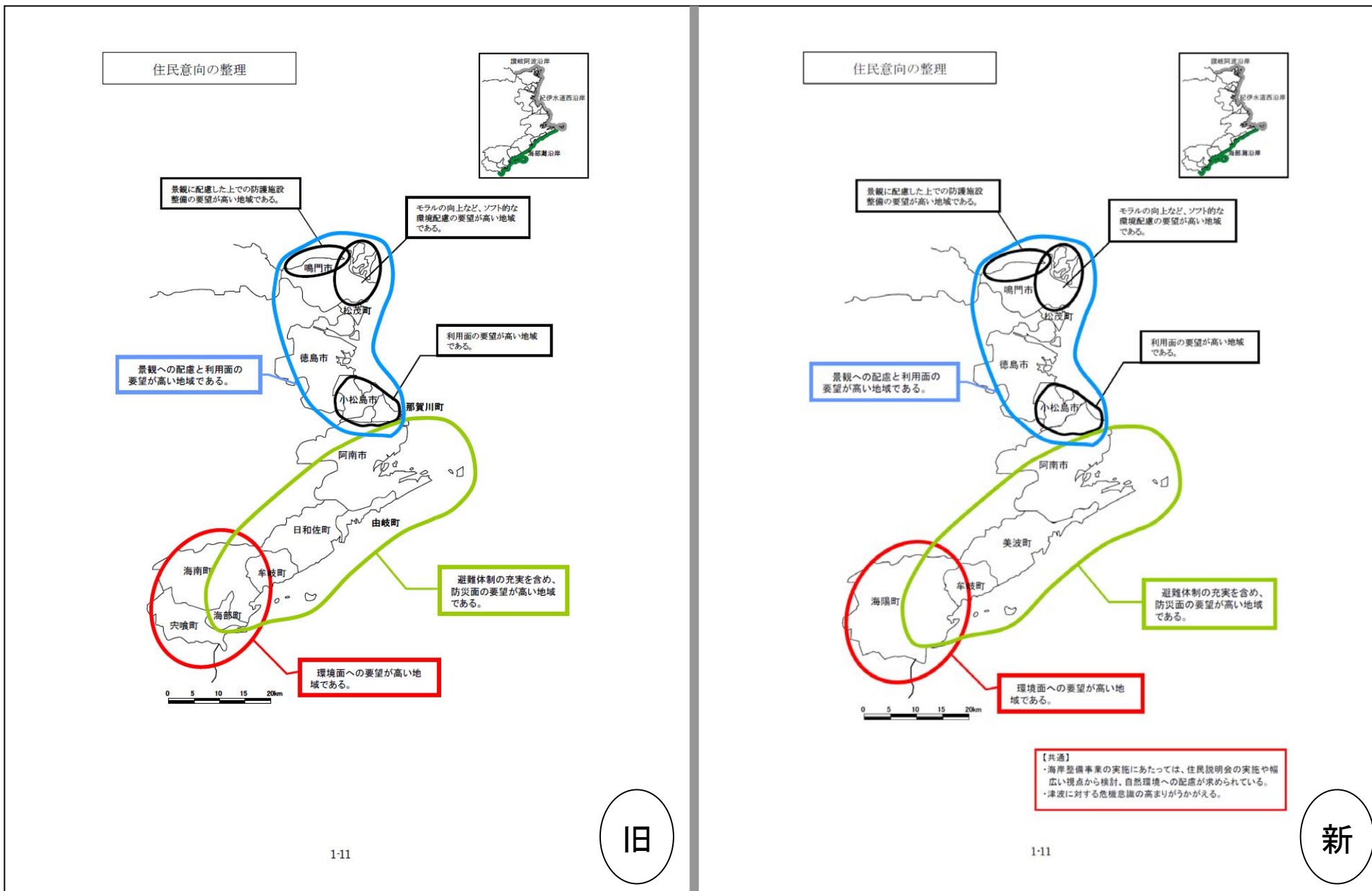
1-10

新

# 海部灘沿岸海岸保全基本計画新旧対照

## 海部灘沿岸海岸保全基本計画

### 第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項 1-1. 海岸の現況



# 海部灘沿岸海岸保全基本計画新旧対照

## 海部灘沿岸海岸保全基本計画

### 第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項 1-3.現況課題 1-4.海部灘沿岸域の海岸保全に関する基本理念

#### 1-3. 現況課題

##### (1) 防護面での課題

徳島県下の3沿岸のうち、最も波浪条件が厳しく、津波の危険性が高い沿岸であり、波浪・津波に対する安全性の確保や避難体制の確立が必要である。また、低地部の市街地において地震による液状化の危険性が高い地域があるが、こうした地域では、津波対策と同様に、ソフト面を含めた総合的な取り組みが必要である。

##### (2) 環境面での課題

ほぼ全域が室戸阿南海岸国定公園で、特に日和佐町の千羽海崖は特別保護地域に指定されている他、アカウミガメの産卵地や出羽島のシラタマモの自生地などの国の天然記念物が存在しており、こうした貴重な動植物の保護・保全が必要である。

穴喰町沿岸や大島周辺は徳島県下で唯一サンゴの確認される場所で、また藻場や魚介類の生息地としても重要であり、積極的な保護・保全に取り組む必要がある。

また、沿岸全域にわたり優れた自然景観を有しており、自然景観の保全に配慮する必要がある。

##### (3) 利用面等での課題

点在する砂浜を中心にサーフィンやスキューバダイビングなどの来訪者があり、過疎化が進行する地域の活性化のためにも、交流人口の増加は非常に重要である。そのため、観光レクリエーションや環境学習の場としての海岸利用を通じた交流の促進に配慮していく必要がある。

また、漁業を含めた第一次産業従事者の占める割合が高い地域であり、漁業関連施設の充実とともに、海との関わりが深い漁業集落等での日常的な海辺利用に対する利便性向上への配慮が必要である。

#### 1-4. 海部灘沿岸の海岸保全に関する基本理念

海部灘沿岸(徳島県域)における海岸の現状や課題と、高知県域での考え方を踏まえ、序論における7Pに示す「海部灘特有の自然と海岸利用の調和を図り、安心して暮らせる郷土の海岸づくり」を両県共通の「海部灘沿岸の海岸保全に関する基本理念」とし、これに基づき各県域での海岸保全を実施していく。

#### 1-3. 現況課題

##### (1) 防護面での課題

太平洋に直面していることから波浪条件が非常に厳しく、津波の危険性も高い沿岸であり、高潮や波浪、地震・津波に対する安全性の確保が必要である。

海岸侵食については、幅の狭い砂浜の保護とともに自然景観に配慮した防護対策が必要である。

東日本大震災を契機として、南海トラフの地震・津波に対する海岸保全の方向性や整備内容の位置付けが必要である。

既存施設の経年劣化や疲労による機能の低下を防ぐ必要がある。

##### (2) 環境面での課題

ほぼ全域が室戸阿南海岸国定公園で、特に美波町の千羽海崖は特別保護地域に指定されている他、アカウミガメの産卵地や出羽島大池のシラタマモの自生地などの国の天然記念物が存在しており、こうした貴重な動植物の保護・保全が必要である。

海陽町の竹ヶ島や牟岐町の大島周辺はサンゴが生息しており、また藻場や魚介類の生息地としても重要であり、積極的な保護・保全に取り組む必要がある。

また、沿岸全域にわたり優れた自然景観を有しており、自然景観の保全に配慮する必要がある。

##### (3) 利用面等での課題

点在する砂浜を中心にサーフィンやスキューバダイビングなどの来訪者があり、過疎化が進行する地域の活性化のためにも、交流人口の増加は非常に重要である。そのため、観光レクリエーションや環境学習の場としての海岸利用を通じた交流の促進に配慮していく必要がある。

また、漁業を含めた第一次産業従事者の占める割合が高い地域であり、漁業関連施設の充実とともに、海との関わりが深い漁業集落等での日常的な海辺利用に対する利便性向上への配慮が必要である。

# 海部灘沿岸海岸保全基本計画新旧対照

## 海部灘沿岸海岸保全基本計画

### 第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 2. 海岸の防護に関する事項

#### 2. 海岸の防護に関する事項

##### < 防護面での基本方針 >

- 保全施設の整備にあたっては、一面的な防護の機能だけでなく、自然環境の保全や海岸利用にも配慮しながら安全性の強化を図る。具体的には、優れた消波機能を持つ砂浜や松林などの海浜植生の保全、景観に配慮した潜堤及び海岸へのアクセスに配慮した階段護岸の整備などに努める。
- 集落が位置する海岸では、自然環境や海岸利用にも配慮しつつ、高潮などに対する安全性の向上に努める。
- 侵食が進んでいる海岸では、海部灘特有の自然景観や海岸利用に配慮しつつ、砂浜の保全・回復に努める。
- 津波対策においては、海岸保全施設の整備だけでなく、高台などの安全な場所に避難することを基本とし、避難体制の強化、情報伝達システムの強化及び避難路や避難場所の整備など、地域住民と一体となったソフト面での総合的な取り組みを図る。

##### < 海岸防護の目標 >

###### ◆ 防護すべき地域 ◆

防護すべき地域の設定は、以下の事項を基本とする。

- ・ 次項に掲げる防護水準に対し、海岸背後の家屋・土地等に被害が発生すると想定された地域。
- ・ 高潮（越波）に対しては、設定した潮位・波浪が発生した場合の浸水区域。
- ・ 侵食に対しては、現在と同様の速度で侵食が進むと予想された地域または現時点で、海浜を復元する必要が認められた地域。

#### 2. 海岸の防護に関する事項

##### < 防護面での基本方針 >

- 集落が位置する海岸では、台風に伴う高潮や波浪に対する安全性の向上に努める。
- 侵食が進んでいる海岸では、砂浜の保全・回復に努める。  
また、河川の上流から海岸までの総合的な土砂管理に向け、海岸管理者と河川、ダム又は砂防施設の管理者との連携を図る。
- 地震・津波に対しては、住民や海岸利用者の生命を守ることを最優先とし、ハード・ソフト両面から防災対策を推進する。
- 海岸保全施設の整備にあたっては、一面的な防護の機能だけでなく、自然環境の保全や海岸利用にも配慮しながら安全性の強化を図る。
- 海岸保全施設については、老朽化対策を行うとともに、予防保全の考え方に基づく適切な維持管理に努める。
- 水門、陸閘等の効果的な管理運用体制の確保に努めるとともに、津波等の発生時に水門、陸閘等の開口部を迅速に閉鎖させるため、統廃合や常時閉鎖、自動化・遠隔操作化を推進する。
- 津波や高潮に対する水防体制を強化するため、水防法に基づく「水防警報海岸」への指定に向け、その必要性を含め検討を進める。
- 海面上昇や台風の巨大化など気候変動に伴う外力の変化に対しては、最新の知見を踏まえた指針等の改定を注視し、必要に応じて検討する。

##### < 海岸防護の目標 >

###### ◆ 防護すべき地域 ◆

防護すべき地域の設定は、以下の事項を基本とする。

- ・ 次項に掲げる防護水準に対し、海岸背後の家屋・土地等に被害が発生すると想定された地域。
- ・ 高潮や波浪に対しては、設定した潮位・波浪が発生した場合の浸水区域。
- ・ 侵食に対しては、現在と同様の速度で侵食が進むと予想された地域または現時点で、海浜を復元する必要が認められた地域。
- ・ 津波に対しては、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき徳島県が指定した「津波災害警戒区域（イエローゾーン）」。  
【平成26年3月11日指定】

# 海部灘沿岸海岸保全基本計画新旧対照

## 海部灘沿岸海岸保全基本計画

### 第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 2. 海岸の防護に関する事項

#### ◆防護水準◆

##### ①高潮（越波）

- 過去に発生した高潮の記録に基づく既往最高潮位に、適切に推算した波浪の影響を加えた想定外力に対し、防護することを目標とする。
- 地域住民の参画により、環境や利便性等を考慮し、必要に応じて面的防護を採用する。

##### ②侵食

- 侵食の進行している海岸では、現状の汀線を保全・維持することを基本とする。
- 背後地に影響が生じる可能性が高い場合、必要に応じて面的防護施設等により汀線の回復を図る。

<高潮（越波）、侵食に対する防護水準>

海岸 No.	市町村名	設計高潮位	高潮	侵食
			計画波浪 Ho' (換算沖波)、To' (周期)	
No.54~No.61	阿南市 由岐町 日和佐町	T.P.+2.75m	Ho' = 3.60m~6.40m To' = 15.6s~16.0s	現在の汀線 維持もしくは 必要に応じた汀線の 回復
No.62~No.76	牟岐町 海南町 海部町 穴喰町	T.P.+2.75~ +2.85m	Ho' = 3.80m~7.00m To' = 9.6s~15.9s	

##### ③津波

津波の危険性が高い地域では、ハード面で一定の対策に努めていくが、完全な対策を行うことは困難である。

しかし、現施設でも津波エネルギーの低減効果はある程度発揮するものと考えられ、仮に、更なる対策を行ったとしても、施設によって十分な防護ができると考えることは極めて危険である。そのため、高台などの安全な場所へ避難することを津波対策の基本とし、避難体制の強化、情報伝達システムの強化及び避難路や避難場所の整備など、地域住民と一体となったソフト面での総合的な対策を図る。

なお、津波に対するハード面での防護水準は以下のとおりとする。

- 最大級である 1854 年安政南海地震を想定してシミュレーションした津波を基本とするが、実施においては各対象海岸の背後状況や地域のニーズに応じて生活環境面等を総合的に判断して設定する。

<津波に対する防護水準>

海岸 No.	市 町 名	計算津波高
No.54~No.57	阿南市、由岐町	3.7m~7.4m
No.58~No.61	日和佐町	3.1m~5.1m
No.62~No.66	牟岐町	4.0m~5.7m
No.67~No.71	海南町、海部町	4.6m~6.9m
No.72~No.76	穴喰町	4.7m~6.7m

※徳島県地震防災アセスメント報告書

#### ◆防護水準◆

##### (1) 高潮・波浪

- 過去に発生した高潮の記録に基づく既往最高潮位に、適切に推算した波浪の影響を加えた想定外力に対し、防護することを目標とする。
- 地域住民の参画により環境や利便性等を考慮し、必要に応じて面的防護を採用する。

##### (2) 侵食

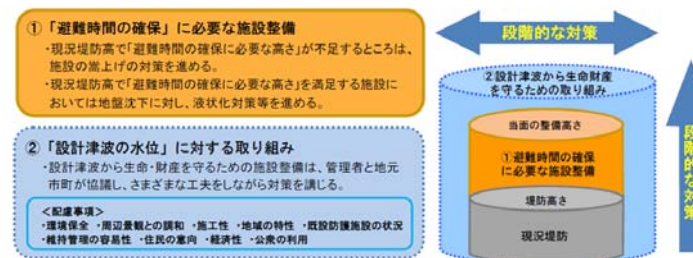
- 侵食の進行している海岸では、現状の汀線を保全・維持することを基本とする。
- 背後地に影響が生じる可能性が高い場合、必要に応じて面的防護施設等により汀線の回復を図る。

<高潮・波浪、侵食に対する防護水準>

海岸 No.	市町村名	設計高潮位	高潮	侵食
			計画波浪 Ho' (換算沖波)、To' (周期)	
No.54~No.61	阿南市 美波町	T.P.+2.75m	Ho' = 3.60m~6.40m To' = 15.6s~16.0s	現在の汀線 維持もしくは 必要に応じた汀線の 回復
No.62~No.77	牟岐町 海陽町	T.P.+2.75~ +2.85m	Ho' = 3.80m~7.00m To' = 9.6s~15.9s	

##### (3) 地震・津波

- 「設計津波（L1津波）の水位」に対して段階的な対策を行うこととし、まずは、住民や海岸利用者の生命を守ることを最優先に「避難時間の確保」に必要な施設整備を進める。



※「避難時間」は、「設計津波（L1津波）の水位」に対して、地震発生後における行動開始までの時間と避難場所までの移動時間を加味して「35分間」とする。

旧

新

# 海部灘沿岸海岸保全基本計画新旧対照

## 海部灘沿岸海岸保全基本計画

### 第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 2. 海岸の防護に関する事項

#### ④地震及び液状化

地震及び地震による液状化に対しては、その危険度の高い地域が広範囲であること、また根本的に施設の改良を伴うためその工事に巨額の費用や期間を要することより、緊急度の高い海岸から優先的に実施できるかどうかを検討する。

また、地盤の地質などの詳細な現況調査は実施し、危険個所の正確な把握を行うとともに、各自自治体が行うソフト対策に活用するなど、津波対策と同様に地域住民と一体となったソフト面での総合的な対策を図る。

# 海部灘沿岸海岸保全基本計画新旧対照

## 海部灘沿岸海岸保全基本計画

### 第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項 4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

#### 3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項

##### < 環境面での基本方針 >

- 様々な生物が生息している良好な海岸環境への影響を可能な限り回避し、自然と共生する海岸づくりに努める。
- 特に、室戸阿南海岸国定公園内においては、アカウミガメの産卵地、大島のサンゴ・タチバナ、出羽島のシラタマモ及び岩礁域における藻場、千羽海崖や水床湾をはじめとした海部灘特有の優れた自然景観などの保全に努める。
- 自然環境の保護や維持を図るために、地域住民や来訪者のマナー啓発及び美化活動や貴重な生物の保全活動等を推進する。
- 保全施設の整備にあたっては、自然景観に配慮した工法を採用する。

#### 4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

##### < 利用面での基本方針 >

- 自然景観や安全性の確保を基本とし、わかりやすいアクセス道路のルート表示、案内標識の整備による利便性の向上、さらに海岸部での利便施設づくりに努める。
- 高齢者や障害者も日常生活の中で海辺に近づくことができるように、アクセス路や利便施設のバリアフリー化に努める。
- 海岸における豊かな自然環境を活かした観光レクリエーションや環境学習を推進し、地域住民と観光客の交流の場としての海辺空間づくりに努める。
- 地元自治体による海岸を活かした地域振興施策が活発な地域であり、こうした計画との調整や連携に留意した整備に努める。
- 漁業活動や地元住民の日常的な利用に配慮した施設整備に努める。

#### 3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項

##### < 環境面での基本方針 >

- 最新の知見に基づき、ハマネナシカズラなど貴重な生物をはじめとする様々な生物が生息している良好な海岸環境への影響を可能な限り回避するなど、自然と共生する海岸づくりに努める。

〔 「生物多様性基本法」 平成 20 年 6 月施行  
「生物多様性とくしま戦略」平成 25 年 10 月策定 〕

- 室戸阿南海岸国定公園内においては、アカウミガメの産卵地、大島のサンゴ・タチバナ、出羽島のシラタマモ及び岩礁域における藻場、千羽海崖や水床湾をはじめとした海部灘特有の優れた自然環境・景観の保全に努める。
- 自然環境の維持や保護を図るため、地域住民や民間団体と連携し、海岸利用者のマナー啓発及び海岸漂着ゴミの清掃活動や外来種の駆除、貴重な生物の保全活動等を促進する。

〔 「海岸漂着物処理促進法」平成 21 年 7 月 15 日施行〕  
海岸漂着ゴミ等の処理対策を海岸管理者に義務付け 〕

- 全域的に減少している藻場の保全に努めるとともに、良好な水質の維持を推進する。

#### 4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

##### < 利用面での基本方針 >

- 自然環境や景観、安全性の確保を基本とし、わかりやすいアクセス道路のルートや津波からの避難情報等を表示する案内板を整備することにより、利便性や安全性の向上、さらに海岸部での利便施設づくりに努める。
- 高齢者や障がい者も日常生活の中で海辺に近づくことができるように、アクセス路や利便施設のユニバーサルデザイン化に努める。
- 海岸における豊かな自然環境を活かした観光レクリエーションや環境学習を推進し、地域住民と観光客の交流の場としての海辺空間づくりを促進する。
- 地元自治体による海岸を活かした地域振興施策が活発な地域であり、こうした計画との調整や連携に留意した整備を推進する。
- 漁業活動や地元住民の日常的な利用に配慮した施設整備に努める。

# 海部灘沿岸海岸保全基本計画新旧対照

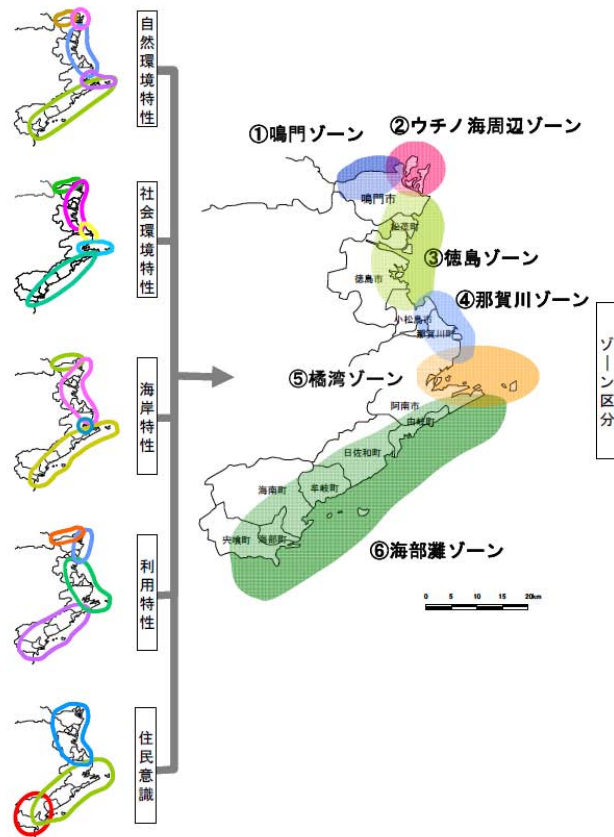
## 海部灘沿岸海岸保全基本計画

### 第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 5. ゾーン区分及びゾーン毎の基本方針

#### 5. ゾーン区分及びゾーン毎の基本方針

徳島県では、自然環境特性、社会環境特性、海岸特性、利用特性及び住民意識の5つの特性を総合的な観点から整合を図り、徳島県沿岸地域の環境ゾーンを設定している。

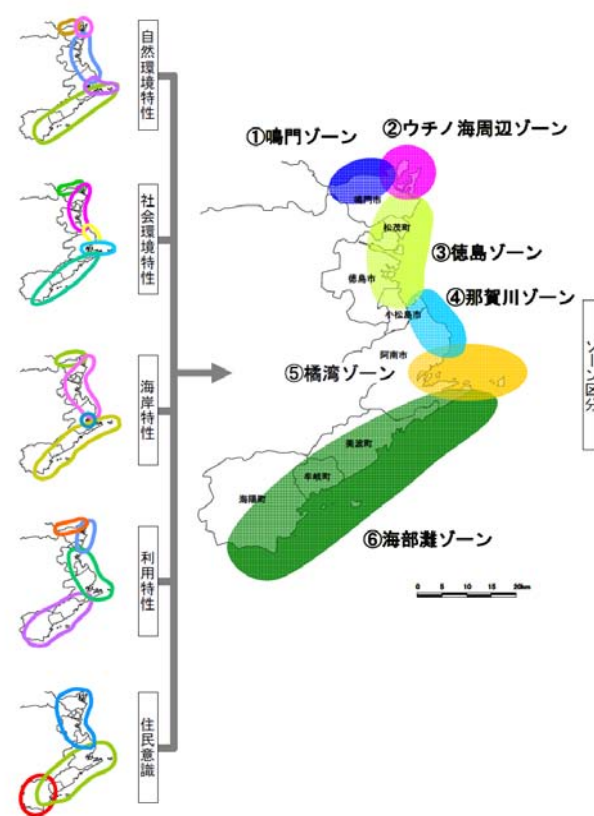
この中で、海部灘沿岸（徳島県域）は、海部灘ゾーンの1つのゾーンに位置づけられている。そのため、海部灘ゾーンの基本方針は、先に示した防護・環境・利用面の基本方針となる。



#### 5. ゾーン区分及びゾーン毎の基本方針

徳島県では、自然環境特性、社会環境特性、海岸特性、利用特性及び住民意識の5つの特性を総合的な観点から整合を図り、徳島県沿岸地域の環境ゾーンを設定している。

この中で、海部灘沿岸（徳島県域）は、海部灘ゾーンの1つのゾーンに位置づけられている。そのため、海部灘ゾーンの基本方針は、先に示した防護・環境・利用面の基本方針となる。



# 海部灘沿岸海岸保全基本計画新旧対照

## 海部灘沿岸海岸保全基本計画

### 第2章 海岸保全施設整備に関する基本的な事項 1. 海岸保全施設を整備しようとする区域 1-2. 整備対象海岸の選定と及び優先度の評価

#### 1-2. 整備対象海岸の選定及び優先度の評価

##### <海部灘ゾーン>

NO.	海岸名	所管	関係市町	保全延長 (m)	施設評価				整備の 方向性 (海岸タイプ)	優先度評価	対象海岸の抽出 (導入事業)	参考: アセスメント 評価(津波)	
					整備優先項目		整備配慮項目						
					防護面	防護態	環境面	利用面					
54	伊豫利漁港海岸	水産(由緒町)	由緒町	270	C	-	B	配慮	配慮	環境調和	-	E	
55-1	由緒漁港海岸(阿部地区)	水産(県)	由緒町	255	D	-	C	配慮	配慮	環境調和	-	C	
55-2	由緒漁港海岸(志和郷地区)	水産(県)	由緒町	310	D	-	B	配慮	配慮	環境調和	-	C	
55-3	由緒漁港海岸(由甲地区)	水産(県)	由緒町	350	B	-	C	配慮	配慮	環境調和	II	○(高潮、津波)	A
55-4	由緒漁港海岸(田井地区)	水産(県)	由緒町	767	B	B	C	保全	促進	環境重視	II	○(浸食)	A
55-5	由緒漁港海岸(木越地区)	水産(県)	由緒町	800	B	-	C	配慮	配慮	環境調和	II	○(高潮、津波)	A
55-6	由緒漁港海岸(権現地区)	水産(県)	由緒町	205	D	-	D	配慮	配慮	環境調和	-	A	
55-7	由緒漁港海岸(白浜地区)	水産(県)	由緒町	410	A	B	C	配慮	配慮	環境調和	II	○(高潮)	E
56	大井地先海岸	国土(建)	由緒町	135	-	-	D	保全	維持	環境重視	-	C	
57	山原地先海岸	国土(建)	由緒町	150	-	-	D	保全	促進	環境重視	-	E	
58-1	日和佐港海岸(恵比須浜地区)	国土(運)	日和佐町	300	D	-	C	配慮	維持	環境調和	-	E	
58-2	日和佐港海岸(大海地区)	国土(運)	日和佐町	690	B	B	B	保全	配慮	環境重視	I	○(高潮)	A
58-3	日和佐港海岸(成地区)	国土(運)	日和佐町	570	D	-	B	配慮	配慮	環境調和	-	A	
58-4	日和佐港海岸(弁天地区)	国土(運)	日和佐町	1359	D	-	A	維持	配慮	防護重視	-	A	
59	恵比須漁港海岸	水産(日和佐町)	日和佐町	2890	B	-	C	配慮	促進	利用促進	II	○(高潮)	E
60	外牟井地先海岸	国土(建)	日和佐町	150	-	-	D	配慮	配慮	環境調和	-	E	
61	朝丸地先海岸	国土(建)	日和佐町	190	D	-	D	配慮	配慮	環境調和	-	E	
62A	浜辺地先海岸	国土(建)	牟婁町	540	-	-	D	配慮	維持	環境調和	-	C	
62B	浜辺地先海岸	国土(水管理)	牟婁町	540	D	-	D	保全	促進	環境重視	-	C	
63-1	牟婁漁港海岸(立牟婁地区)	水産(県)	牟婁町	201	D	-	B	配慮	配慮	環境調和	-	A	
63-2	牟婁漁港海岸(橋ノ浦地区)	水産(県)	牟婁町	395	B	-	B	維持	配慮	防護重視	I	○(高潮、津波)	A
63-3	牟婁漁港海岸(大戸地区)	水産(県)	牟婁町	170	B	-	D	配慮	配慮	環境調和	II	○(高潮、津波)	A
64	高地地先海岸	国土(建)	牟婁町	460	D	-	C	保全	配慮	環境重視	-	A	

アセスメント評価(津波)は、最大級である1854年安政南海地震を想定してシミュレーションした津波を基本とするが、実際に発生した津波の浸食状況や地域のニーズに応じて生活環境等を総合的に判断して設定する。また、津波が堤防を超える危険性がないため、評価を行っていない地区は(-)で表示している。

整備対象海岸とした根拠となる評価項目を ■ で示す。

#### 1-2. 整備対象海岸の抽出及び整備優先度の評価

##### <海部灘ゾーン>

NO.	海岸名	所管	関係市町	保全延長 (m)	整備優先項目				整備の 方向性 (海岸タイプ)	整備優先度 ランク	整備配慮項目	整備の 方向性 (海岸タイプ)	対象事業名 (類別)
					防護面		防護態						
					津波	高潮	浸食	背後地					
54	伊豫利漁港海岸	農水(水産)	美波町	270	C	C	-	B	-	配慮	配慮	環境調和	
55-1	由緒漁港海岸(阿部地区)	農水(水産)	美波町	255	A	C	-	B	I	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮、高潮
55-2	由緒漁港海岸(志和郷地区)	農水(水産)	美波町	310	A	C	-	B	I	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮、高潮
55-3	由緒漁港海岸(由甲地区)	農水(水産)	美波町	350	A	B	-	B	I	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮、高潮
55-4	由緒漁港海岸(田井地区)	農水(水産)	美波町	767	A	B	B	B	I	保全	促進	環境重視	津波・高潮、高潮、浸食
55-5	由緒漁港海岸(木越地区)	農水(水産)	美波町	800	A	B	-	B	I	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮、高潮
55-6	由緒漁港海岸(権現地区)	農水(水産)	美波町	205	A	C	-	D	-	配慮	配慮	環境調和	
55-7	由緒漁港海岸(白浜地区)	農水(水産)	美波町	410	A	A	B	B	I	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮、高潮
56	大井地先海岸	国土(水管理)	美波町	135	A	C	-	D	-	保全	維持	環境重視	
57	山原地先海岸	国土(水管理)	美波町	150	A	C	-	D	-	保全	促進	環境重視	
58-1	日和佐港海岸(恵比須浜地区)	国土(港灣)	美波町	300	A	C	-	C	II	配慮	維持	環境調和	
58-2	日和佐港海岸(大海地区)	国土(港灣)	美波町	690	A	B	B	B	I	保全	配慮	環境重視	津波・高潮、高潮
58-3	日和佐港海岸(成地区)	国土(港灣)	美波町	570	A	C	-	B	I	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮、高潮
58-4	日和佐港海岸(弁天地区)	国土(港灣)	美波町	1359	A	C	-	A	I	維持	配慮	防護重視	津波・高潮、高潮
59	恵比須漁港海岸	農水(水産)	美波町	2890	A	B	-	B	I	配慮	促進	利用促進	津波・高潮、高潮
60	外牟井地先海岸	国土(水管理)	美波町	150	C	C	-	D	-	配慮	配慮	環境調和	
61	朝丸地先海岸	国土(水管理)	美波町	190	A	C	-	D	-	配慮	配慮	環境調和	
62A	浜辺地先海岸	国土(水管理)	牟婁町	540	C	C	-	D	-	配慮	維持	環境調和	
62B	浜辺地先海岸	国土(水管理)	牟婁町	540	B	C	-	D	-	保全	促進	環境重視	
63-1	牟婁漁港海岸(立牟婁地区)	農水(水産)	牟婁町	201	A	C	-	B	I	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮、高潮
63-2	牟婁漁港海岸(橋ノ浦地区)	農水(水産)	牟婁町	395	A	B	-	B	I	維持	配慮	防護重視	津波・高潮、高潮
63-3	牟婁漁港海岸(大戸地区)	農水(水産)	牟婁町	170	A	B	-	D	-	配慮	配慮	環境調和	
64	高地地先海岸	国土(水管理)	牟婁町	460	B	C	-	C	II	保全	配慮	環境重視	

整備対象海岸とした根拠となる評価項目を ■ で示す。

# 海部灘沿岸海岸保全基本計画新旧対照

## 海部灘沿岸海岸保全基本計画

### 第2章 海岸保全施設整備に関する基本的な事項 1. 海岸保全施設を整備しようとする区域 1-2.整備対象海岸の選定と及び優先度の評価

NO.	海岸名	所管	関係市町	保全延長 (m)	現況評価					整備の 方向性 (海岸タイプ)	優先度評価	対象海岸の抽出 (導入事業)	参考: アセスメント 評価(津波)
					整備優先項目		整備配慮項目						
					防護岸	防護面	防護面	防護面	利用面				
65	出羽島漁港海岸	水産(年輪町)	年輪町	320	B	—	C	配産	配産	環境調和	Ⅱ	○(高潮)	A
66A	出羽島地先海岸	国土(津)	年輪町	492	D	—	C	配産	配産	環境調和	—		A
66B					D	—	C	配産	配産	環境調和	—		A
67A	内妻地区海岸	国土(津)	年輪町	1395	D	—	D	配産	配産	環境調和	—		E
67B					D	B	D	配産	促進	利用促進	Ⅱ	○(環境)	E
67C					D	—	D	配産	配産	環境調和	—		E
67D					C	—	D	配産	配産	環境調和	—		E
68-1	浅川海岸(鮎瀬地区)	国土(津)	海南町	273	C	—	B	配産	配産	環境調和	—		A
68-2	浅川海岸(大砂地区)	国土(津)	海南町	1032	D	—	B	配産	促進	利用促進	—		A
68-3	浅川海岸(加島地区)	国土(津)	海南町	400	B	—	C	配産	配産	環境調和	Ⅱ	○(高潮、津波)	A
68-4	浅川海岸(黒ノ浦地区)	国土(津)	海南町	340	B	—	B	配産	配産	環境調和	I	○(高潮、津波)	A
68-5	浅川海岸(浅川地区)	国土(津)	海南町	1360	B	—	B	配産	配産	環境調和	I	○(高潮、津波)	A
68-6	浅川海岸(海老ヶ池地区)	国土(津)	海南町	240	B	—	C	配産	維持	環境調和	I	○(高潮、津波)	A
69	海老ヶ池地区海岸	国土(津)	海南町	3008	—	—	D	保全	維持	環境重視	—		C
70	松原地先海岸	国土(津)	海南町	2470	D	—	C	保全	配産	環境重視	—		C
71	新築漁港海岸	水産(農)	海部町	943	B	—	B	維持	配産	防護重視	I	○(高潮)	A
72	那佐海岸(那佐地区)	国土(津)	穴穂町	3319	C	—	B	配産	配産	環境調和	—		E
72-1	穴穂海岸(那佐地区)	国土(津)	穴穂町	1975	C	—	B	配産	配産	環境調和	—		E
72-2	穴穂海岸(穴穂浦地区)	国土(津)	穴穂町	1810	C	B	B	配産	促進	利用促進	Ⅱ	○(環境)	A
72-3	穴穂海岸(竹ヶ島地区)	農林	穴穂町	212	B	—	D	保全	促進	環境重視	I	○(高潮)	A
74	穴穂漁港海岸	水産(農)	穴穂町	334	B	—	C	維持	配産	防護重視	Ⅱ	○(高潮)	A
75	竹ヶ島地先海岸	国土(津)	穴穂町	45	D	—	C	保全	促進	環境重視	—		A
76A	倉野地先海岸	国土(津)	穴穂町	360	C	—	C	保全	配産	環境重視	—		C
76B					D	—	C	保全	配産	環境重視	—		C

アセスメント評価(津波)は、最大級である1854年安政南海地震を想定してシミュレーションした津波を基本とするが、実際においては各対象海岸の背後状況や地域のニーズに応じて生活環境面等を総合的に判断して設定する。また、津波が堤防を超える危険性がないため、評価を行っている地区は「—」で表示している。  
整備対象海岸とした根拠となる評価項目を ■ で示す。

NO.	海岸名	所管	関係市町	保全延長 (m)	整備優先項目				優先度 ランク	整備配慮項目		整備の 方向性 (海岸タイプ)	対象事業名 (略称)
					防護面					環境面	利用面		
					津波	高潮	浸食	浸没地					
65	出羽島漁港海岸	農水(水産)	年輪町	320	A	A	—	B	I	配産	配産	環境調和	津波・高潮、高潮
66A	出羽島地先海岸	国土(水管理)	年輪町	492	C	C	—	C	—	配産	配産	環境調和	
66B					B	C	—	C	Ⅱ	配産	配産	環境調和	
67A	内妻地区海岸	国土(水管理)	年輪町	1395	B	C	—	D	—	配産	配産	環境調和	
67B					B	C	C	D	—	配産	促進	利用促進	
67C					B	C	—	D	—	配産	配産	環境調和	
67D					B	C	—	D	—	配産	配産	環境調和	
68-1	浅川海岸(鮎瀬地区)	国土(津)	海南町	273	B	C	—	B	Ⅱ	配産	配産	環境調和	
68-2	浅川海岸(大砂地区)	国土(津)	海南町	1032	C	C	—	B	—	配産	促進	利用促進	
68-3	浅川海岸(加島地区)	国土(津)	海南町	400	A	B	—	C	Ⅱ	配産	配産	環境調和	
68-4	浅川海岸(黒ノ浦地区)	国土(津)	海南町	340	A	B	—	B	I	配産	配産	環境調和	津波・高潮、高潮
68-5	浅川海岸(浅川地区)	国土(津)	海南町	1360	A	B	—	B	I	配産	配産	環境調和	津波・高潮、高潮
68-6	浅川海岸(海老ヶ池地区)	国土(津)	海南町	240	A	B	—	D	—	配産	維持	環境調和	
69	海老ヶ池地区海岸	国土(水管理)	海南町	3008	—	—	—	D	—	保全	維持	環境重視	
70	松原地先海岸	国土(水管理)	海南町	2470	C	C	—	C	—	保全	配産	環境重視	
71	新築漁港海岸	農水(水産)	海部町	943	A	B	—	B	I	維持	配産	防護重視	津波・高潮、高潮
72	那佐海岸(那佐地区)	国土(津)	海部町	3319	A	C	—	B	I	配産	配産	環境調和	津波・高潮、高潮
72-1	穴穂海岸(那佐地区)	国土(水管理)	海部町	1975	A	C	—	B	I	配産	配産	環境調和	津波・高潮、高潮
72-2	穴穂海岸(穴穂浦地区)	国土(水管理)	海部町	1810	B	C	C	B	Ⅱ	配産	促進	利用促進	
72-3	穴穂海岸(竹ヶ島地区)	農水(農林)	海部町	212	A	B	—	B	I	保全	促進	環境重視	津波・高潮、高潮
74	穴穂漁港海岸	農水(水産)	海部町	334	A	B	—	B	I	維持	配産	防護重視	津波・高潮、高潮
75	竹ヶ島地先海岸	国土(水管理)	海部町	45	B	C	—	C	Ⅱ	保全	促進	環境重視	
76A	倉野地先海岸	国土(水管理)	海部町	360	B	C	—	C	Ⅱ	保全	配産	環境重視	
76B					B	C	—	C	Ⅱ	保全	配産	環境重視	
77	竹ヶ島漁港海岸	農水(水産)	海部町	—	A	C	—	B	I	維持	配産	防護重視	津波・高潮、高潮

整備対象海岸とした根拠となる評価項目を ■ で示す。

# 海部灘沿岸海岸保全基本計画新旧対照

海部灘沿岸海岸保全基本計画

第2章 海岸保全施設整備に関する基本的な事項 1. 海岸保全施設を整備しようとする区域 1-2. 整備対象海岸の選定と及び優先度の評価

■海岸位置図



旧

新